

議事日程（第2日）

- 第1 会議録署名議員の指名
- 第2 選挙管理委員の選挙について
- 第3 選挙管理委員補充員の選挙について
- 第4 議案第1号 北方町印鑑条例等の一部を改正する条例制定について  
(町長提出)
- 第5 議案第2号 北方町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例制定について  
(町長提出)
- 第6 議案第3号 北方町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例制定について  
(町長提出)
- 第7 議案第4号 北方町債権管理条例制定について  
(町長提出)
- 第8 議案第5号 北方町税条例の一部を改正する条例制定について  
(町長提出)
- 第9 議案第6号 北方町生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定について  
(町長提出)
- 第10 議案第7号 北方町小学校及び中学校の設置等に関する条例等の一部を改正する条例制定について  
(町長提出)
- 第11 議案第8号 北方町立図書館の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例制定について  
(町長提出)
- 第12 議案第9号 工事請負契約の変更について  
(町長提出)
- 第13 議案第10号 平成23年度北方町一般会計補正予算（第5号）を定めるについて  
(町長提出)
- 第14 議案第11号 平成23年度北方町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を定めるについて  
(町長提出)
- 第15 議案第12号 平成24年度北方町一般会計予算を定めるについて  
(町長提出)
- 第16 議案第13号 平成24年度北方町国民健康保険特別会計予算を定めるについて  
(町長提出)
- 第17 議案第14号 平成24年度北方町後期高齢者医療特別会計予算を定めるについて  
(町長提出)
- 第18 議案第15号 平成24年度北方町下水道事業特別会計予算を定めるについて  
(町長提出)
- 第19 議案第16号 平成24年度北方町上水道事業会計予算を定めるについて  
(町長提出)
- 第20 議案第17号 字の区域及び名称の変更について  
(町長提出)
- 第21 議案第18号 北方町老人福祉計画を定めるについて  
(町長提出)
- 第22 議案第19号 北方町障がい者計画を定めるについて  
(町長提出)
- 第23 協議第1号 本巢消防事務組合理約の変更について  
(町長提出)
- 第24 協議第2号 岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合理約の変更について  
(町長提出)

第25 協議第3号 岐阜県後期高齢者医療広域連合規約の変更について (町長提出)

第26 協議第4号 証明書の交付等の事務委託に関する規約の変更について (町長提出)

---

### 本日の会議に付した事件

日程第1から日程第26まで

---

#### 出席議員 (10名)

1番	杉本真由美	2番	安藤哲雄
3番	安藤巖	4番	鈴木浩之
5番	安藤浩孝	6番	伊藤経雄
7番	立川良一	8番	戸部哲哉
9番	井野勝巳	10番	日比玲子

---

#### 欠席議員 (なし)

---

#### 説明のため出席した者の職氏名

町長	室戸英夫	副町長	山本繁美
教育長	宮川浩兵	都市環境農政課参事	大平喜義
総務課長	村木俊文	税務課長	山中真澄
収納課長	西口清敏	住民保険課長	豊田晃
福祉健康課長	北村孝則	上下水道課長	山田忠義
都市環境農政課長	酒井友幸	教育課長	渡辺雅尚
会計室長	林賢二		

---

#### 職務のため出席した事務局職員の氏名

議会事務局長	高橋善明	議会書記	木野村幸子
議会書記	宮崎資啓		

---

○議長（戸部哲哉君） それでは、皆さん、おはようございます。

昨日は東日本大震災から1年ということで、各地で追悼式、あるいは慰霊祭等が行われておりました。1日おくれになりますけれども、私たち議会としても哀悼の意を表したいと思っておりますので、ここで黙祷をささげたいと思っております。御起立のほどお願いをいたします。

黙祷始め。

[黙 祷]

○議長（戸部哲哉君） ありがとうございます。

ただいまの出席議員数は10人で、定足数に達しておりますので、ただいまから平成24年第1回北方町議会定例会第2日の会議を開きます。

本日の日程は、お手元に配付のとおりです。

---

### 日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（戸部哲哉君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第112条の規定により、議長において2番 安藤哲雄君及び3番 安藤巖君を指名します。

---

### 日程第2 選挙管理委員の選挙について

○議長（戸部哲哉君） 日程第2、選挙管理委員の選挙についてを議題とします。

お諮りします。選挙の方法は指名推選とし、議長において指名したいと思っております。御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。したがって、議長において指名することに決定しました。

選挙管理委員には、大西俊己君、内藤準一君、野島紀君、臼井浩君、以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま議長が指名しました方を選挙管理委員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

[「異議なし」の声あり]

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました大西俊己君、内藤準一君、野島紀君、臼井浩君、以上の方が選挙管理委員に当選されました。

---

### 日程第3 選挙管理委員補充員の選挙について

○議長（戸部哲哉君） 日程第3、選挙管理委員補充員の選挙についてを議題とします。

お諮りします。選挙の方法は指名推選とし、議長において指名したいと思っております。御異議あり

ませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。したがって、議長において指名することに決定しました。

選挙管理委員補充員には、村瀬伴造君、木野村良男君、大野賢一郎君、石川正行君、以上の方を指名します。

お諮りします。ただいま指名しました方を選挙管理委員補充員の当選人と定めることに御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。したがって、ただいま指名しました村瀬伴造君、木野村良男君、大野賢一郎君、石川正行君、以上の方が選挙管理委員補充員に当選されました。

次に、補充の順序についてお諮りします。

補充の順序は、ただいま議長が指名しました順序にしたいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。したがって、補充の順序は、ただいま議長が指名しました順序に決定しました。

---

#### 日程第4 議案第1号

○議長（戸部哲哉君） 日程第4、議案第1号 北方町印鑑条例等の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

〔発言する者なし〕

○議長（戸部哲哉君） 質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第1号については、厚生都市常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。したがって、議案第1号は、厚生都市常任委員会に付託することに決定しました。

---

#### 日程第5 議案第2号

○議長（戸部哲哉君） 日程第5、議案第2号 北方町議会の議員その他非常勤の職員の公務災害補償等に関する条例等の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

〔「省略」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第2号については、総務教育常任委員会に付託したいと思  
います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。したがって、議案第2号は、総務教育常任委員会に  
付託することに決定しました。

---

#### 日程第6 議案第3号

○議長（戸部哲哉君） 日程第6、議案第3号 北方町非常勤の特別職職員の報酬及び費用弁償に  
関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

〔「省略」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第3号については、総務教育常任委員会に付託したいと思  
います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。したがって、議案第3号は、総務教育常任委員会に  
付託することに決定しました。

---

#### 日程第7 議案第4号

○議長（戸部哲哉君） 日程第7、議案第4号 北方町債権管理条例制定についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

〔「省略」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第4号については、総務教育常任委員会に付託したいと思  
います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。したがって、議案第4号は、総務教育常任委員会に  
付託することに決定しました。

---

#### 日程第8 議案第5号

○議長（戸部哲哉君） 日程第8、議案第5号 北方町税条例の一部を改正する条例制定について  
を議題とします。

提案説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

日比君。

○10番（日比玲子君） この条例のたばこ税のことについては説明を受けたわけですが、24条の

個人の町民税の税率のところですが、均等割の税率に500円ずつ26年から35年までかけてということですが、具体的に均等割を払っていない人もいると思うんですが、この辺はどうなるのか。それから、具体的にどういう形で500円を転嫁していくのかということ、2点です。

○議長（戸部哲哉君） 山中税務課長。

○税務課長（山中真澄君） 1点目の御質問ですが、基本的には、均等割の非課税の方については課税がされないと。

それと、具体的にどういうふうに賦課されるかということですが、基本的には納税通知書において、現在の町民税については3,000円という均等割の額が規定されておりますが、それが3,500円になるということでございます。ちなみに県民税につきましても、1,000円というものが1,500円というふうになると、このように考えております。

○議長（戸部哲哉君） 日比君。

○10番（日比玲子君） 今、回答をいただきましたけど、大体どのぐらい見えるんかね、均等割を払っていない、八千何人だと思っていたんですけど。

○議長（戸部哲哉君） 山中税務課長。

○税務課長（山中真澄君） 24年度当初予算においては、一応8,500人を見込んでおります。それは24年度予算でございますので、26年度からは変動があると思います。

○議長（戸部哲哉君） ほかにありませんか。

〔「終結」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第5号については、総務教育常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。したがって、議案第5号は、総務教育常任委員会に付託することに決定しました。

---

## 日程第9 議案第6号

○議長（戸部哲哉君） 日程第9、議案第6号 北方町生涯学習センターの設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

〔「省略」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第6号については、総務教育常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。したがって、議案第6号は、総務教育常任委員会に

付託することに決定しました。

---

#### 日程第10 議案第7号

○議長（戸部哲哉君） 日程第10、議案第7号 北方町小学校及び中学校の設置等に関する条例等の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

〔「省略」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第7号については、総務教育常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。したがって、議案第7号は、総務教育常任委員会に付託することに決定しました。

---

#### 日程第11 議案第8号

○議長（戸部哲哉君） 日程第11、議案第8号 北方町立図書館の設置及び管理に関する条例等の一部を改正する条例制定についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

〔「省略」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第8号については、総務教育常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。したがって、議案第8号は、総務教育常任委員会に付託することに決定しました。

---

#### 日程第12 議案第9号

○議長（戸部哲哉君） 日程第12、議案第9号 工事請負契約の変更についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

日比君。

○10番（日比玲子君） まず1点、勉強会で聞いたのは、補助金を返さないためにこういうことをやると言われたんですけど、具体的にメーター当たりを計算しますと6,090万、昨年11月に議決したのでいきますと286メートルをきちっとやるということで、メーター当たり2万1,293円。今度また4カ月かけて7,024万3,950円ですか、34メートルということで2万1,951円。単純な計算をしたわけですがけれども、町道3号線というのは、大体同じ道路で来ておるわけですので、こ

んなにわずかの単価の差は658円ぐらいなんですけど、そういうことがあってもいいのかどうかということと、今までの一般会計であれば、補助金を返していたんですよ、余れば。それをこういう形で繰越明許をかけて、補助金を返さないといえば国の問題にもなってくるんですけど、もう借金だらけになってしまうのではないかと、ふと疑問に思うんですけれども、なぜこういう単価の違いが出てきたのかどうか、この1点です。

○議長（戸部哲哉君） 酒井都市環境農政課長。

○都市環境農政課長（酒井友幸君） まず1つ目の質問のメーター単価の違いでございますが、町道3号線は基本的に12メーター道路で、全幅は一緒なんですけれども、例えば今286メーターやるところの終点というのは交差点部なんですけれども、交差点部になると、一応歩道があるところとの断面的には形は変わりますよね。同じ12メーターの幅であっても、場所によってつくる構造が変わってくるということで、部分的にメーター当たりの単価は変わります。ならして今ほぼ一緒の金額で来ていると思うんですけれども、大体20万ちょっとの金額でいけるということになっています。

2つ目の質問の、補助金の返還につきましては、例えばこれが単年度の事業であれば、もう今年度で完了してすべて終わったということであれば、残った金額については国に返還ということはあり得るんですが、うちのほうとしては、これは一応5年間の事業で進めていると。来年度に関しましても、一応国の補助金をいただくという前提で要望しております。ということで、来年度要望している中で、今年度、余ったから返しますよといったときに、来年度に要望しているお金が本当に国のほうが町につけてもらえるかどうかわからないということで、せっかく今年度につけてもらえた補助金については、しっかり執行していきたいと。そうすれば、今年度の事業の進捗も286メーターであったのが320まで進むということであれば、将来的に3号線の整備が予定よりも早く進むということもございますので、補助金の返還はせずに、今年度いただいたお金は執行して、少しでも進めたいということでございます。

○議長（戸部哲哉君） ほかにありませんか。

〔「終結」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第9号については、総務教育常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。したがって、議案第9号は、総務教育常任委員会に付託することに決定しました。

---

### 日程第13 議案第10号

○議長（戸部哲哉君） 日程第13、議案第10号 平成23年度北方町一般会計補正予算（第5号）を定めるについてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

日比君。

○10番（日比玲子君） 基金のところについてお伺いしたいと思います。22年度に1億5,000万を積んで、それでまたことし23年度補正で2億を積んで、予定したより若干ふえてきているわけなんですけど、やっぱり住民の要望であったものに対して、財政調整基金というのほどこでも使えるわけですので、やっぱり住民が望んでいることに若干使っていただけたらなあと思ったんですけども、これからもどんどん積んでいくのかどうか、お尋ねしたいと思います。

○議長（戸部哲哉君） 村木総務課長。

○総務課長（村木俊文君） 今、基金についてのお尋ねでございますが、今、日比議員がおっしゃることも大変よくわかるわけでございますが、事業を進めていく中で、必要なものは必要であるし、無駄なものは無駄であるということで、極力節減に努めておるわけでございます。

ただ、将来的にわたって、こういう形で基金が積んでいかれるのかと、これについては非常に難しい判断に迫られるわけでございますが、やはり年度途中で必要なものがあれば、当然補正予算をお願いいたしまして、また進めていくわけでございますが、今現在におきましては、そういうような重要案件というのは今のところ要望がなかったと。それはいろいろ精査した中での話でございますので、将来の基金の2億、3億、1億5,000万、これについては大変不透明であると私は考えております。

○議長（戸部哲哉君） 日比君。

○10番（日比玲子君） この2億を積むに当たって、ずうっと21年から、去年ももらったんですけども、去年予定したよりもふえてきたわけですね。ことしも2億を入れて17億になるわけですけども、その答弁の中で重要な案件がなかったと言われたんですけども、私は乳児医療にしても6,000万ぐらいしかかからなかったら、大垣みたいに子育て日本一ぐらいにする。そういうところにお金を回して、私は子育てをするのであれば重要な案件だと思ったんですけども、そうでないということなんです。

○議長（戸部哲哉君） 町長。

○町長（室戸英夫君） 繰り返し申し上げますけど、医療費の問題については、きょうまで答弁してきたとおりでございます。基本的に私は、医療費の入学後の皆さんの御要望の義務教育まで医療費を無料化にするということが、地方自治体の政策になじまないものであると。本来この分野は個人の責任の分野であって、行政がその責任を負う対象になる行政課題、政治課題ではないというふうに思っておりますから、御期待に沿えないということを繰り返し申し上げます。

日比さんがおっしゃいますように、大垣なんかは18歳までやるわけでしょう。つまり人間の欲望というのは、ただがいに決まっておるわけです。乳幼児医療費だって、最初は乳児だけだったんですよ。それが就学前までになって、小学校までになって、中学校までになって、今高校までになるわけでしょう。こういうふうに要求がエキサイトしていくなれば、私はやるならやっ

もいけど国がやるべきだと思う、そういうことは。それぞれの市町村に住む住民によって、子供に与えられる医療費の無料化制度に差別があつてはいかんわけですから、その市や町の財政力で左右されるのではなしに、あなたのように何でも無料化にせよと言うなら国策でやるべき。そうすると、大抵ソ連や何かのように共産主義の国なんてつぶれますわね。そういうことになっていいかどうかという判断を、今私たちはこの経済状況下のもとで真剣にやるべきなんです。

医療費が仮に無料化になって10年続いた。お年寄りの医療費の無料化は、いつも言いますように、あの例を見ればわかるように、必ず破綻をする。そうすると、10年間なら10年、これは15年でもいいんですけど、無料化で恩典を受けた人はいいけれど、その前後の人はどうなんですか。全く医療費の無料化の恩典を受けないような人たちが今後の世代に出てくる。アリとキリギリスではありませんけれども、自分たちの世代だけ、楽をしたり無料化をしたらいいという発想のほうがおかしい。そういう無駄なことに金を使わないで、私は基金をしっかりとためて、健全財政を堅持することのほうが北方町の将来に備えては重要であると、こういう認識に立っておりますから、今お話がございましたように、住民の要求はできるだけ反映をして、皆さんからいただいた税金は100%有効に使いますけれども、そういう無駄なことには使わないというのが基本姿勢でございますので、御理解をいただきたいということでございます。

○議長（戸部哲哉君） ほかに質問はありませんか。

〔「終結」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第10号については、各常任委員会の関係部分をそれぞれ所管の常任委員会に付託したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。したがって、議案第10号は、各常任委員会の関係部分をそれぞれ所管の常任委員会に付託することに決定しました。

---

#### 日程第14 議案第11号

○議長（戸部哲哉君） 日程第14、議案第11号 平成23年度北方町国民健康保険特別会計補正予算（第3号）を定めるについてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

〔発言する者なし〕

○議長（戸部哲哉君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第11号については、厚生都市常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。したがって、議案第11号は、厚生都市常任委員会に付託することに決定しました。

---

日程第15 議案第12号

○議長（戸部哲哉君） 日程第15、議案第12号 平成24年度北方町一般会計予算を定めるについてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、これからページを分けて質疑を行います。

予算の調整から歳入の33ページまでの質疑を行います。

質疑のときは、ページ数を言っていたきたいと思います。

日比君。

○10番（日比玲子君） 12ページの個人の町税のところですが、個人町民税についてですが、これは年少扶養控除が廃止をされるということによって、どのような計算をされているのか。何人納税者がおるのか、その辺をちょっと具体的に説明してください。

○議長（戸部哲哉君） 山中税務課長。

○税務課長（山中真澄君） 日比議員の御質問でございますけど、年少扶養控除の廃止に伴う町民税所得割の増につきましては、基本的には扶養親族の中に16歳未満の方が見えたとしても、非課税の方も見えますし、いろんな状況の中で推計はなかなか困難でございますけれども、私どもの今の推計としましては、年少扶養廃止で対象になる子供さんは1,650人。それに対して扶養控除33万円がなくなることによるものとプラス調整補助というのがございまして、所得税と住民税の控除額の差を全額控除しておりますが、それが逆に、扶養控除がなくなることによって加算になる要因になりますので、そういうものを加味して計算しますと、年少扶養控除の廃止に伴って3,400万ほど所得割がふえるというふうに見込んでおります。

特定扶養の加算の廃止もあるんですが、それはいいですね。

○10番（日比玲子君） 全部説明してください。

○税務課長（山中真澄君） 特定扶養の加算、10年度から12万円を加算されておりましたが、これについても廃止されますので、これに対する対象者が約600名。それを計算しますと約649万円、所得割が増になるという計算をしております。

○議長（戸部哲哉君） 日比君。

○10番（日比玲子君） そうしたら、年少扶養控除がなくなるということで、それだけプラス・マイナス、人によっては減額があるかもしれないけど、ほとんど増税になるというふうにとらえていいですね。

○税務課長（山中真澄君） そうです。

○議長（戸部哲哉君） 日比君。

○10番（日比玲子君） これは県で昨年決まったそうではありますが、清流の国ぎふ……。

○議長（戸部哲哉君） 何ページですか。

○10番（日比玲子君） 個人町民税に関してだと思んですけど、12ページに、これ、入っていないんですけども、清流の国ぎふ森林・環境税というのが1,000円ですよ。ほかのところは

100円であるとか、300円、500円ということで、県によって賦課をするということではありますが、岐阜県の場合1,000円だということで、これは県町民税と一緒に納付書が来るわけですので、どういう形になるのかほとんど知らなかったんですけど、ちょっとわかれば教えてください。

○議長（戸部哲哉君） 山中税務課長。

○税務課長（山中真澄君） 森林・環境税のこれは県民税の超過課税ですので、森林・環境税の1,000円を現在の県民税にプラスするということですので、だから2,000円という税額が生じてくるわけですね、均等割が。これは24年度から始まります。

[発言する者あり]

○税務課長（山中真澄君） 徴収の方法につきましては、現在の方法と同様でございまして、市町村が県民税も含めて徴収をしますので、町村が超過課税したものの納付書をお送りして、それを町が収納しまして、その分については県のほうに案分して振り込むという形になります。県民税分につきましては、所得割も全部含めて案分して県税事務所に納付をという形になります。

○議長（戸部哲哉君） 日比君。

○10番（日比玲子君） そうしますと、うちは天王川とか長谷川とか、今のところ県からその分のお金はちょっと来ないんですけど、本巣市なんかだと根尾が山がいっぱいあるので、森林の対策で来るらしいんですけど、うちは来るのかどうかというのはわからないのかどうかということと、もう1つは、町県民税に1,000円プラスをしてうちのほうから納付書を切るということですね。それに案分して県へお金を上げるということですね。

○議長（戸部哲哉君） 山中税務課長。

○税務課長（山中真澄君） 申しわけありません。1番目の前段の御質問については、県のほうとしては森林・環境税の使い道という中で、各町村にいろんな事業のメニューを示して、いろいろあると思いますが、それをどのように考えてみえるか、私のほうとしては、ちょっとお答えできない部分があるんですが。

[「環境税がどういったもんかというのをもっと詳しく説明しないかんわ」の声あり]

○議長（戸部哲哉君） 村木総務課長。

○総務課長（村木俊文君） 先ほどの森林・環境税についてでございますが、今税務課長が答弁をさせていただくとおり、1,000円を5年間という時限立法で賦課されるということになっております。

ただ、先ほどの事業につきましては、いろいろメニューがございます。私どもも先ほどの話、森林・環境税ですので、都市化した北方は余り関係ないじゃないかというような感覚でメニューを見ておったわけです。かといって、事業内容をずうっと精査してみますと、唯一考えられるのは、例えば水浄化のための清掃活動、それから公園整備の緑地化、こんなものがあるんじゃないかということで一応メニューは見ておるんですが、どうも内容を見てみますと非常に配分率が悪いんですね。どうしてもやはり上部、山間部が中心の施策であるような感じですよ。

事業についてはこんな感覚ですが、ただ、森林・環境税という名目上、やはり岐阜県民みんなが、そういう水の浄化に努めるための意識啓発ということも含んでおりますので、事業メニューについては、北方町は正直言いますと、とりたてて具体的にこれをやるんだというようなことは、今のところないように感じております。

○議長（戸部哲哉君） ほかにありませんか。

日比君。

○10番（日比玲子君） 15ページの地方特例交付金と地方交付税、3,400万円ぐらい減っているんですけども、何でこんなに北方町の財政力はよくなるわけでもないのに、国の施策か何かでこういうふう減ってきたのかどうか、お願いしたいと思います。

○議長（戸部哲哉君） 村木総務課長。

○総務課長（村木俊文君） 地方特例交付金についてでございますが、御承知のとおり、過去子ども手当の支給に伴いまして地方の増額分を補てんする、まずこれが1点ですね。

2点目は、個人住民税における住宅借入金等特別税額控除の実施に伴う地方の減収分、これを補てんする。

3つ目は、自動車取得税の減税に伴う自動車取得税交付金の減収を補てんするという、この3項目から地方特例交付金というのはいたできておったわけでございますが、御承知のとおり、子ども手当につきましても、子どものための手当という名目が変わります。先ほどから出ておりました年少扶養が廃止になります。そうすると、当然国も所得税額がふえるわけでございます。そのふえた分をどうするかと、ここで調整してきたわけです。今まで子ども手当、それから先ほど言った自動車取得税、この2項目が削減された。唯一残ったのが個人住民税における住宅借入金等特別控除の減収に対する交付金だということで、制度改正があったということ、その2点でございます。

○議長（戸部哲哉君） 日比君。

○10番（日比玲子君） 今お答えがあったのは地方特例交付金だったんですけど、私は地方の特例交付金と、それから地方交付税のことを言って、その2つに関して3,400万円減っておるけどということは同じですか。どういうふうにとらえたらいいですか。

○議長（戸部哲哉君） 村木総務課長。

○総務課長（村木俊文君） 地方交付税のことを言うのを忘れました。

地方交付税につきましては、国の試算によりますと、若干の増の見込みがございました。ただ、地方交付金というのは、それぞれ市町によって内容が非常に異なります。地方交付税は、御承知だと思うんですが、使うほう、入るほう、この不足する分が国から交付されてくるわけでございますが、先ほど言いましたとおり、国の試算では若干の増という指針は示されておったんですが、やはり市町によって事情が異なります。基準財政収入額の減要素、それから基準財政収入額の逆に言うと増の要素、いろいろございますが、私どもが試算した結果、若干の減になるんじゃないかというようなことで試算をさせていただいております。

ただ、私が思いますのは、多分前年並みに入るんじゃないかと思いますが、東日本の大震災、いろいろな経費等もふえるみたいですね。特別交付税の減収分も若干見られるようでございますので、総額ではこういう形で予算計上させていただいております。

○議長（戸部哲哉君） ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（戸部哲哉君） 歳入については、以上で質疑を終わりたいと思います。

歳出についても、ページを分けて質疑を行います。

議会費の34ページから労働費の73ページまでと、農林水産業費の73ページから地方債の調書の116ページまでに分けて行います。

それでは、議会費の34ページから労働費の73ページまで質疑を行います。

安藤浩孝君。

○5番（安藤浩孝君） この前の精読勉強会で、ちょっと聞き漏らした点が二、三ありましたのでお聞きしていきたいと思っています。

35ページの報償費、下から3段目ですね。行政改革懇談会委員会ですね、18万円ということで6,000円掛ける10人、3回見てあるんですが、一昨年2回ですよ。今年度が1回、24年度が3回ということで、これ年度によって1回、2回、3回とばらばらになるんですが、来年度はかなり重要な御審議をされることがあるということで3回見てあるのか、その辺の理由があればお聞かせ願います。

○議長（戸部哲哉君） 村木総務課長。

○総務課長（村木俊文君） 35ページの今の御質問でございますが、今年度は確かに1回、昨年は2回と。昨年の2回は、御承知のとおり総合計画の絡みがございました。来年度の3回につきましては、実を言いますと、ことしの懇談会の中で、執行部がメニュー的にこういうことをやるよと事前提案するだけです。そうじゃなくて、やはり主要事業等をよく洗い出しまして、早い時期にこの委員の方に、こんなことを考えていますよということで、メニューを御提示申し上げます。それに基づきまして、執行部じゃなくて委員の方の提案でいろいろ精査していただきまして、違う感覚で案が出ればいいかなというようなことで、1回、2回、3回ということで、とりあえず5月の早い時期に新年度の主要事業を御提示し、その中を精査していただきまして、中間で1回やって最終でやるというような形で、少し委員の参加を促すと、意見をいただく時間をつくるという意味で充実していきたいということで、回数をふやさせていただいております。

○議長（戸部哲哉君） 安藤浩孝君。

○5番（安藤浩孝君） よくわかりました。主要事業の資料もしっかりそろえて出していただかないと、こんなことをやるよということだけではなかなか進みませんので、そういったことも包み隠さず、いろんな資料をお出しになって、ぜひこれを実りある、形だけじゃなしに、そういった審議会にさせていただきたいなあと考えております。

もう1点、いいですか、続けて。

○議長（戸部哲哉君） はい、どうぞ。

○5番（安藤浩孝君） それでは39ページ、企画費ですね。バス券購入費、12の役員費ですね。これともう1ページ裏の40ページ、上から5段、バス路線維持補助金、この2つについてちょっとお聞きをしていきたいなあと考えています。

バスターミナルが平成22年4月1日に開業しまして、あと少しで開業2年になるわけですが、このバスターミナルを発着するのが、現在165本が4月1日、担当の総務課さんのほうで大変お骨折りをいただいて22本増加するというので、1日187本がバスターミナルに発着するというので、本当に岐阜西部地区の公共交通のかなめになってきておるということなんです。

その中で、今回このバス路線維持補助金、北方・神戸線と大野・穂積線、420万計上なさっておるんですが、これ、たしか100万円が神戸線、残りの320万円が穂積線というふうに理解をしておるわけですが、これは半年ですよ。この320万というのはね。

それで、大野・穂積線というのは、もともと北方・穂積線というのはバスターミナルが開業したときに統合された路線でありまして、北方の場合ですと芝原発、それからモレラ発、緑公園初と、たびたび発着が変遷をしておる路線であります。私たち北方町西部地区におきましては名古屋と結んでおる路線ということで、大変重要な路線だというふうに認識をしております。

それで、この北方から穂積へ行っていた路線につきまして、平成4年9月1日から、たしか開通をしておると思います。それで平成10年度、バス券の購入費が1,450万を計上されております。これは往復15本、北方から穂積へ出ていたものだと思います。それで年々バス券の購入額が減ってきた中で、運行本数も減っております。一番少ないときには、平成20年が814万で往復6本ということになっておるんですが、昨年は9本で763万6,000円が計上されてきております。

それで、今回大野・穂積線の維持補助金という形で出ますと、今までのバス券購入額と一緒に考えてよろしいんですか、これは。一緒に考えますと1,000万円を超すという、この路線につき込むという形になるんですが、そのあたり切り離してみるのか、一体として見ていいのかということをお聞きしていきたいと思っております。

そして、2点目に、今回補助金という形で沿線自治体のほうでお決めになったんですが、当然岐阜バスのほうから大野・穂積線への乗車人員、並びにいろんなデータをいただきながら精査をされてやられたと思うんですが、その中でいろんな問題点とか、そういったものを検証しながら進められたと思うんですが、その辺の数値的なことがあれば、また検証でどんなことがあったということがあればお聞かせを願いたいと思っております。

そして最後に、生活のニーズに合った時刻表が必要だと私は思っております。今回これだけのお金ということになりますと、私は増便になるのかなと思っておりましたら、今の現行便だということですので、その辺を含めてお聞きをしておきたいと思っております。

○議長（戸部哲哉君） 村木総務課長。

○総務課長（村木俊文君） まず助成金の話でございますが、先ほど議員御指摘のとおり、バスの助成につきましては、平成9年1,450万、これを皮切りに進めてきておるわけでございます。来

年度お認めいただければ、大野・穂積線に対しても補助金を出すということで、当然公共交通に関しましては、バス補助券も含めまして、予算科目は違いますが、私は一体のものというふうに考えております。助成金は助成金、補助金は補助金じゃないよと、一体で考えるよというようなことで私は考えております。

それと、この大野・穂積線に関しまして、来年度から助成するわけですが、この交渉の中でも私いろいろ言いました。実を言うと、私どもはほかの町と違って、非常に公共交通については力を入れておるよと。アユカのバス券にも助成を出しておるしというようなことも岐阜バスに重々話をしておりまして、正式な話はないんですが、できることなら、この助成に要した4分の1程度のお金はこの補助金から削減してくれよと、これは北方町と岐阜バスだけの話です。そのように今進めております。やらないところとやったところで、同じルールでは非常に不公平でございます。これについては私の持論ですので、何とか実現できるように、少なからずも4分の1はこの三百幾らからの補助金の中から、実際執行する段階で調整をするというようなことでお願いをしてありますし、今のところいい感覚はいただいております。ただし、これにつきましては、ほかの町には本当にマル秘でございますので、よろしく願いいたします。

それと、今後の話ですが、議員の御指摘のとおり、実を言うとこれだけ出すから便数をふやしてくれよということを再三お願いしました。しかし、現実、今の本数を維持するのが精いっぱいだと。ただし、瑞穂市の協力もございまして、穂積駅での乗降が非常に楽になりました。若干利用者も上向いておるというような話も聞いております。試算した中では、この路線に関しまして2,130万円ほどの赤字が出ておるということを聞いております。この補助金に当たっては、2市2町と岐阜バスとも協議をいたしまして、限度額をとりあえず設けさせていただいております、これも2,000万ということで。ただ、この数字が改善され、数字が減れば減った分増便せよということで、このあたりも岐阜バスに交渉しておるところでございます。

今の段階では本数はふえませんが、将来皆さんの利用いかんによっては1本、2本、増便をしていただけるのではないかとというふうに私は踏んでおりますので、今後も引き続いて根強くこのあたり、岐阜バスと交渉していきたいと考えております。以上でございます。

○議長（戸部哲哉君） 安藤浩孝君。

○5番（安藤浩孝君） ありがとうございます。

地域公共交通の協議会もございまして、しっかりそちらのほうで議論をしていただいて、よりいい路線にしていかななくてはならないのかなと思っております。特にいろんなアイデアを、例えば鉄道とバスがリンクした連絡時刻表等とかいろんなことがありますので、それを含めて、ぜひ今後ともお骨折りをお願いしたいと思います。以上で終わります。

○議長（戸部哲哉君） 日比君。

○10番（日比玲子君） 35ページの職員手当のところの015子どものための手当516万が出されているんですが、その後で子ども手当は被用者とか、非被用者とかという形で全部一括して出ているんですけれども、なぜ職員だけこういう形になってしまうのか、この辺。

要するに私の思いは、皆さんが共済か何か知らないけど、共済ではなくてそのお金から出っていて、職員であってもこの下のほうの被用者とか、非被用者とか、そういうところから子ども手当は出ないのかなと思ったんです。なぜこういう516万が組まれているのか、その理由を教えてください。

○議長（戸部哲哉君） 村木総務課長。

○総務課長（村木俊文君） 私は、子ども手当の詳細は非常にあれですが、御承知のとおり、公務員は事業主からということで、国の制度でございます。こういう形で予算計上させていただいております。

○議長（戸部哲哉君） 日比君。

○10番（日比玲子君） 事業主ということならわかりました。

次ですが、65ページと53ページに関して、本巢の医師会の協力費が8万7,000円と、それから歯科医師会に108万3,000円、117万円ぐらい出ているわけなんですけど、本巢郡の医師会にかつてやっておったと思うんですね、助成金を。今度は歯科医師会のほうが何でこんなに108万3,000円と多いのか、2つ。私の思いは、本巢郡の医師会に助成金をやれば良いと思うけど、医師会と歯科医師会というのに分けてお金が払われているのはなぜなのか。

○議長（戸部哲哉君） 北村福祉健康課長。

○福祉健康課長（北村孝則君） 今お尋ねの件ですけれども、もとす医師会はすべての医療機関ですけれども、歯科医師会だけは別の団体というふうで、別の協議会を持って運営されております。そういうことでございます。

○議長（戸部哲哉君） 日比君。

○10番（日比玲子君） 別々ということは納得しましたけど、なぜ医師会よりも歯科医師会のほうがたくさんお金を出されているのか、根拠を教えてください。65ページと53ページ。

○議長（戸部哲哉君） 北村福祉健康課長。

○福祉健康課長（北村孝則君） 今の53ページですけれども、これは医師会、歯科医師会ということで、もとす医師会と歯科医師会の合算した補助金の項目でございます。ここについては分かれておりません。

○議長（戸部哲哉君） 日比君。

○10番（日比玲子君） どうもよくわからないんですけどね。医師会のほうが108万3,000円と、本巢の医師会のほうがさっきの話でいくと8万7,000円、なぜこんなに違うのかどうか。数が多いのか、それほどどちらが歯科検診を受けていないような気がするんですけど、その根拠を教えてください。

○議長（戸部哲哉君） 北村福祉健康課長。

○福祉健康課長（北村孝則君） 今の53ページの医師会、歯科医師会の協力金のほうですけれども、これにつきましては、人口に対する1人単価がありまして、もとす医師会のほうは43.2円、そして歯科医師会のほうは15.7円、これが1人単価ということで計算をされておりますので、医師会

のほうにはここでは79万4,000円、そして歯科医師会のほうには28万8,000円が内訳でございます。

○議長（戸部哲哉君） 鈴木君。

○4番（鈴木浩之君） 予算書34ページ、最初の議会費の節11需用費の中の004印刷製本費ですね。説明資料の中では、金額が25円掛ける6,400部掛ける4回の消費税1.05ということで67万2,000円なんですけど、予算書のほうは5,000円、差額は66万7,000円。

それと同じ内容ですけど、次の36ページ、節11需用費の中の004印刷製本費です。説明書の中では計算式がきちっと出ていますが、これも32万4,000円という説明ですが、ここは449万6,000円。それともう1点、37ページの同じく文書広報費の中の需用費の印刷製本費、これも資料の中の計算式でいきますと331万円、予算書のほうが333万3,000円というふうに金額が違ってきます。ちょっとこの説明をお願いします。

○議長（戸部哲哉君） 村木総務課長。

○総務課長（村木俊文君） まず議会費でございます。鈴木議員の今の御質問でございますが、予算の説明資料、これ、正直言いますと100%網羅されておられません。ほかにあるというふうに御理解いただきたい。というのは、まず議会費の11番需用費ですが、このほかに議員さん方の名刺の印刷代がございます。その部分が別にありますので、それをのけた数字はそういうものだというふうに御理解いただきたいと思います。

[発言する者あり]

○総務課長（村木俊文君） ですから、先ほど申したように、これは主なものしか出してございませんので、大変申しわけないですが、経常的なものについて特に省かせていただいておりますし、需用費の中の最も歳出が大きいものを中心に計上をさせていただいておりますので、御理解いただきたいと思います。

以下、総務関係も同じでございます。この説明資料以外に経常的な印刷費も入っておりますので、それについてはここに載せてございませんので、御理解いただきたいと思います。

○議長（戸部哲哉君） 鈴木君。

○4番（鈴木浩之君） ということは、今議会費の内容はわかりましたけど、総務管理費の中の32万4,000円と449万6,000円の違いはそんなにもあるんですか、載せていない部分が。そういう理解をすればいいんですか。

○議長（戸部哲哉君） 村木総務課長。

○総務課長（村木俊文君） 今の32万4,000円につきましては、一般管理費の中の印刷製本費でございますね。そのほかに、例えば新年度予算書の印刷代、これが9万5,000円ほど、それから決算書の印刷代が5万円、それから皆様方の机の上でございます例規集の追録代、これが330万円。大変経常的なものでございますので、差し控えさせていただいておりますというのが現実でございますので、御理解いただきたいなあと。あとその他は事務用の諸様式の印刷ということで、70万ほど予算を計上させていただいております。このような内訳でございます。御理解いただきたいと思います。

○議長（戸部哲哉君） 日比君。

○10番（日比玲子君） 厚生都市常任委員会の協議会が開かれた資料をいただいたのね。その中に、保健衛生総務費の中に新規として自殺予防緊急対策事業として自殺予防とかパンフレット、80円掛ける世帯6,800戸あるわけですよ、それで1.05を掛けたのがそのときに配られた資料なんですけど、これが予算に載っていないように思うんですけど、どこに載っていますか。

○議長（戸部哲哉君） 北村福祉健康課長。

○福祉健康課長（北村孝則君） 今の自殺予防のパンフレットの印刷代ですけれども、これにつきましては64ページ、保健衛生総務費の需用費、消耗品費の82万3,000円ございますけれども、そちらの中に57万1,000円が含まれてございます。

説明資料でいきますと、19ページですけれども、こちらの保健衛生総務費の需用費に書かせていただいております。

○議長（戸部哲哉君） 日比君。

○10番（日比玲子君） 需用費の中に新しい事業を入れて、印刷だからやむを得ないと思うんですけども、新規であれば書いてもらったほうがいいんじゃないかなあと思うんですけど、やっぱり需用費で落としたほうがいいんですかね。

○議長（戸部哲哉君） 書きようがないんじゃないか、説明資料なら書けるけど、書きようがない。井野君。

○9番（井野勝已君） 39ページの土地借り上げ料、もうちょっと詳しくお聞きをしたいんですが、2,994万9,000円、その金額をちょっと教えてください。

○議長（戸部哲哉君） 村木総務課長。

○総務課長（村木俊文君） この借り上げ料についてでございますが、例年町民の方から公共施設の底地としてお借りをしておるわけでございます。精読のときにも説明させていただいたんですが、借りてみえる方は前年度と同じ方でございますので、面積も移動もございませんが、事務を進めていく中で900万円以上出しておるわけでございますが、私どもが締結しております相手との契約につきましては、固定資産税について減免するというような規定で契約をいただいております。適正でないというふうにある方からの指摘がございましたし、やはり事務上不手際ではないかということで、来年度予算におきましては、固定資産税分を上乗せしてお支払いするという予算計上にしてございます。ですから、実際町民の方は、固定資産税分を上乗せして受け取るわけですが、その固定資産税分は町に納めていただいて、確定申告においては、その部分を経費で引くということでございますので、数字的には大変申しわけなかったんですが、所得としては変わらないというふうに判断をしております。

大変不手際なところがあつたと思いますが、そのように今後訂正させていただきたいと思しますので、よろしく願いいたします。

○議長（戸部哲哉君） 井野君。

○9番（井野勝已君） これはそれで今年度からやるだけで、遡及してやらないわけだな。

○議長（戸部哲哉君） 村木総務課長。

○総務課長（村木俊文君） 遡及するということは考えておりません。今後こういう形でお願いをしていくということになるかと思えます。

○議長（戸部哲哉君） 井野君。

○9番（井野勝巳君） それを結局のせていた場合になると、今度税収のほうがそれだけふえていくということやね。税収のほうは見ているんですか。今回は見ていない。

○議長（戸部哲哉君） 山中税務課長。

○税務課長（山中真澄君） 今回の分は歳入に見込んでおります。

○議長（戸部哲哉君） ほかによろしいですか。

井野君。

○9番（井野勝巳君） 町長にお伺いをしたいんですが、40ページのまちづくりの活動助成金330万、11団体であるんですが、精読のときにもちょっとお話をしたんですけども、この助成金を立ち上げるときの趣旨というんですか、それが結局町の中でこれからいろんな事業を起こしていただくと、そういったものについて計画等をつけていただいて、その事業費というか、立ち上げるための助成をするという趣旨でこれができたと思っておるんですが、審査の中においてもそういったチェックをして、いろいろとそれで行けるということで出してきたも、なかなか通らない事業もあろうかと思うんですが、今これは継続して、これを始めて10年ぐらいになるかと思うんですが、これはまだこれから先も継続をされていきますか、それとも見直しを……。

○議長（戸部哲哉君） 町長。

○町長（室戸英夫君） 細かい答弁は別にして、議員の御質問は、このまちづくり活動助成事業というものを今後も継続していくかどうかという御質問ということで理解をしてよろしいですか。

○9番（井野勝巳君） 中身についてはいろいろありますけれども、はい。

○町長（室戸英夫君） だから、結論だけを申し上げますと、御指摘の点については、今後もこのまちづくり活動助成事業というのは続けてまいりたいというふうに思っております。

○議長（戸部哲哉君） 井野君。

○9番（井野勝巳君） 僕が一度も行っていないので大変申しわけないんですが、映画なんかへ行くこと非常に少ないと。僕が一遍聞いたことがあるのは、五、六人しかいなかったということを知ったんですね。本当にそれが少ない人が入っていたのか。例えばそういったことが事実で、30人も満たないようなことでこれからもやっていくかという話になるんですね。そういうことはないですか。僕は聞いた話で申しわけない、自分で確かめていない。一遍、その映画等についても入場者の把握をしておれば、ちょっとお聞きをしたい。

○議長（戸部哲哉君） 副町長。

○副町長（山本繁美君） この映画を見る会は、この制度ができた当初から補助を受けてやってみえますが、当初公民館でいすを並べてやってみえましたが、そのときでも十何人とか、何人ということはありません。100人を切ることはありましたが、今は生涯学習センターの「き

らり」のほうの固定席で映画等を上映しています。そのときには200人近い方が入ってみえるという報告を聞いておりますので、そんな少なかったことはなかったと思います。

○議長（戸部哲哉君） ほかによろしいですか。

〔発言する者なし〕

○議長（戸部哲哉君） それでは、73ページまではこまでとしまして、10分間休憩をいたします。

休憩 午前10時50分

---

再開 午前11時00分

○議長（戸部哲哉君） 再開します。

続いて、農林水産業費の73ページから地方債の調書の116ページまで質疑を行います。

井野君。

○9番（井野勝巳君） 86ページ、小学校の太陽光発電システム、それと中学校の改修工事。中学校の改修工事のほうの太陽光の予算は幾らだったかね。

○議長（戸部哲哉君） 渡辺教育課長。

○教育課長（渡辺雅尚君） 中学校の太陽光発電の予算ですが、消費税を入れまして186万1,650円でございます。

○議長（戸部哲哉君） 井野君。

○9番（井野勝巳君） 今、北方町でも、本当は先ほどの68ページで町長にお伺いをしたかったんですが、太陽光発電システムの設置補助金というのを1,200万、これは県のほうからの補助金が200万円ほど入ってきますけれども、これを聞きますと、結局南小学校も北小学校も非常にふぐあいが生じて、太陽光のパネル自身はいざ知らず、中の電極盤なんかがいかれておったというようなことを聞いておるんですね。それで、南小学校にしては、修理に出すけれどもどうなっているかわからんと。これが去年の9月ごろから一応受け入れはしておるけれども、変電ができないということのとめておるという説明があったけど。それで、今中学校のところは2年前から停止したままであったと。

結局、今うちのほうはいろいろなものを出しておるんですが、国のほうもこういった形の中で補助事業を進めて、車にしてもいろいろな形の中で出しておりますけれども、果たしてそれに乗っかって、町も進めていいもんかどうかなんですが、私、進めるのだったら、後でメンテナンスが必要ですよと1項目をつけ加えていただきたいなあと思うんですが、これほど傷むようなものを自信を持って町が勧める、これはいかがなものかなあと思うんですが、町長さん、どうですか。

○議長（戸部哲哉君） 町長。

○町長（室戸英夫君） 学校の太陽光発電の設備と各家庭の太陽光の補助金設備との関連ですけれども、ちょっと私詳しくありませんが、基本的にある程度内容も違ってくるかと思えます。

それから、原則から言いますと、私どもはこういう時代になりましたので、ぜひ節電をしてエ

コの取り組みを私ども自身が強化をしていくということで、国からも、私どもの町からも、それぞれ補助金を出して太陽光設備の設置ができるように金銭的に応援をさせていただくということですが、その後の維持管理については、果たして私どもがそれまでしっかりとフォローをする必要があるかどうか。

それから、まだ始まったばかりの事業でございますので、各家庭に設置をいたしました太陽光の施設設備について、今後どのような問題が出てくるか、そういうのも未知数でございますので、そういうことも含めて今後の課題としては検討をさせていただきますけれども、今日の時点では、メンテナンスのことまで、私どもの役場や行政が最後まで面倒を何らかの形で見るという予定はございません。ただし、今後メンテナンス上の問題で大きなトラブルが出てきて、この事業を進めていくについていろんな障害が出てくるということになれば、またそのときに御相談をさせていただくというふうに思っております。

○議長（戸部哲哉君） 井野君。

○9番（井野勝巳君） フォローの問題云々じゃなくして、確かに東日本の大震災があって、電力不足だよということで、にわかにはクローズアップをされてきた事業なんですね。それで電力会社というのは、この間も余剰電気を買いましょうよという話になってきますけど、ある大手の企業というのは、かなり自分ところで発電したり何かをして持っておるんですね。こういった形の中で補助金がついたで、それやれよということになると、これだけ傷むものをそうそう補助金をつけて町から勧めるものはいかなものかなあとというだけのことなんです、僕が言うのは。ただ、傷みますよと、最初からつけ加えたほうがいいんじゃないかと思うんですが、中学校のほうでもそうですが、186万かかるんですか。そういう膨大な金で、電力を使用してエコの話は金銭に問題がないかもしれませんけれども、いかにも大きな額が修理費にかかるということについて、教育長どう考えますか。大体今まで売電は幾らぐらいあったんですか。

○議長（戸部哲哉君） 教育長。

○教育長（宮川浩兵君） 売電については、後で課長のほうからお答えさせていただきますが、いつも井野議員には、教育に対しまして温かい御叱責をいただいておりますが、今回の御質問も、教育に関しまして同様に、教育委員会に対しまして温かい御叱責をいただいていると、このように理解をしております。

つまり教育に資する設備が傷んでいるのに、教育委員会は何をやっておるんかと。早いこと直さないかんのやないかと、こういう御意図を込めた御叱責であろうというふうに思っております。ほつたらかしにしたわけではございませんが、結果的には傷んだままで今あるという、このことに対しましては心からおわびを申し上げたいなあと、こういうふうに思っております。

あわせて、今井野議員もおっしゃられましたように、自然エネルギーをどう活用していくのかというのは、日本のこれからのエネルギー問題の大きなポイントになってくるだろう、こういうふうに思っております。その解決策の1つが太陽光発電であろうと。

こういう立場に立ちますと、太陽光で発電した量というのは目に見えません。目に見えないだ

けに、やっぱり子供たちにこれからのエネルギー問題を真剣に考えていってもらうためには、目に見えないものを数化して量で示していくということが、子供にとっては非常に大事な教育の場になっていくのではないかと、こういうふうに思っております。そういう意味で、大変多額なお金がかかりますけれども、教育の町にふさわしい施設設備の充実を図る、こういう意味で、先ほど申しました186万余円がかかりますけれども、お認めをいただきたいというふうに思っております。

それでは、売電についてどうかということにつきまして、課長のほうからお答えをさせていただきます。

○議長（戸部哲哉君） 渡辺教育課長。

○教育課長（渡辺雅尚君） ちょっと手元には20年度からの資料しかございませんので、お許しをお願いします。

20年度につきまして、北方中学校、南小学校を合わせまして、売電額が5万457円、21年度5万2,106円、22年度6万3,480円、23年度、これは2月末分までですが、2万9,544円でございます。

○議長（戸部哲哉君） 井野君。

○9番（井野勝巳君） 23年度2万9,000円、それは当然傷んだままほかっておいたのではないわね。そういうことで減ったんでしょう、これは。

○議長（戸部哲哉君） 渡辺教育課長。

○教育課長（渡辺雅尚君） 北方中学校につきましては、今の目で見えるデータ等のパソコン等のソフトが壊れたということで目には見えませんが、売電とか発電は、北中についてはしております。北中につきましては、23年度2月末までで1万1,168円ということで、3年前から見ますと同じような金額でございます。

南小学校につきましては9月分まで、それ以後は売電ができておりませんでしたもので、9月分までで1万7,366円という金額でございます。

○議長（戸部哲哉君） 井野君。

○9番（井野勝巳君） 要するに、売るのどうのこうのという金額ではなくなったわけですね、これ、そうしてみると。要は教育の一環として南小に上げたという、私の議会のほうでも県内でも先立ってあれをつけたわけですね。そういった中で、子供に対するエコの教育をしようよという形で、まさしく教育長が言われたように学校教育の一環でやっておられているので、売電はそれで問題はないと思います。

そうなりますと、傷んでおった期間を2年間だと。今回、僕が教育長に非常に怒っている理由がもう1つある。

給食センター、昔、ボカシの話を執行部が出してきて、残飯を処理して、その機械を何百万というのを入れたんですが、そうやって入れて出てきたのは、畑に使うとか人に上げるとかしてえらい肥料になると。うたい文句上々のことで進めてきたのが、ある日行ってみたらとまってお

ったんですね。教育長と一緒にその現場を見ましたけど、あれはその後どうなっておったと、傷んでおりまして使用しておりませんという、これもだんまりやね。

それで、後で聞いてみたらシーリングをかえると部品が物すごく高いので、これは部品もありませんしという話になってしまって、手がけるときはこうやってどンドン手を挙げてきて結構なんですけど、やっぱりこういった何百万、何千万というものを、太陽光にしてもある程度入れておるわけですから、ほかの機械にしても、処理機にしても。やはり傷んだときは、監視が行き届いていないんじゃないかと僕は思うんですね、要は。従事している職員もそうですけど、その前におる先生方も、傷んでいるならなぜそういったことがすぐに言ってこられないのか。結局、現場が無責任じゃないかなあと僕は思うんですね。このあたりの教育というか、指導というものは、まさに教育長にあるんじゃないんですか。私はそう思うんですが、今後どのようにやっていかれるんですか。

○議長（戸部哲哉君） 教育長。

○教育長（宮川浩兵君） 現場が無責任という言葉も出ましたけれども、やはり管理しているのは教育委員会でございますから、そういう問題があるということについて、やはり早急に対応していくのが、私がどのような指図をするかということにかかわっておりますから、責任のすべては私にあるというふうに思っております。したがって、今後そういうことがないように精いっぱい努力をさせていただこうというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいというふうに思っております。よろしく願いいたします。

○9番（井野勝巳君） 終わります。

○議長（戸部哲哉君） ほかにありませんか。

安藤浩孝君。

○5番（安藤浩孝君） 80ページと81ページなんですけど、80ページの街路樹管理委託料、003委託料1,200万円ですね。それともう1つが公園委託料、公園管理委託料、これ2つで1,500万ぐらいですか出ておりますが、この中に消毒作業、こういったものが入っておれば、どのぐらいの金額があるのか、ちょっとお聞かせ願います。

○議長（戸部哲哉君） 大平都市環境農政課参事。

○都市環境農政課参事（大平喜義君） お尋ねは、街路と公園管理委託料の中に消毒と言っていましたか。

○5番（安藤浩孝君） そうです。

○都市環境農政課参事（大平喜義君） 年間を通じて業者のほうに委託をしておる部分がありますので、その部分につきましては、害虫駆除の消毒は含まれているものではありません。

○5番（安藤浩孝君） 含まれていない。

○都市環境農政課参事（大平喜義君） 含まれておるものもあります。

○5番（安藤浩孝君） その金額というのは大体どのくらい。

○都市環境農政課参事（大平喜義君） 消毒の薬剤ですか。

○5番(安藤浩孝君) 薬剤じゃない、要するに消毒作業をお願いするわけでしょう。それに係る費用。例えば20万、30万とか、いろいろあるじゃないですか。そんなものが当然あるのかなあと思っていますが。

○都市環境農政課参事(大平喜義君) それまでの細かい資料はちょっと手元にございませんで、その部分で幾らかかかっておるかということのものは、そこまではわかっておりませんで。

○5番(安藤浩孝君) あるにはあるということですよ。消毒作業は入っていますね。

○都市環境農政課参事(大平喜義君) 後ほど、済みません。

○議長(戸部哲哉君) 安藤浩孝君。

○5番(安藤浩孝君) ちょっとこの数字からは、消毒作業をやられる作業料というんですか、工賃というんですか、そういうものが今ちょっと手元にはわからないということなんです、今この予算書を見ていましたら、結構樹木の消毒業務というやつがあるんですよ。71ページにリサイクルセンターが入っています。それから、小・中学校、幼稚園、樹木消毒業務委託料、86ページに載っていますが、31万。それから、青少年育成委託料、これも樹木消毒業務が10万円ほどあります。それから105ページに、これは給食センターだと思いますが、樹木剪定・消毒という項目があるんですが、街路樹等、これについてはちょっと載っていないということなんです、どちらにしましてもかなり金額もかさみますし、北方町のいろんな施設、公園、街路樹で消毒作業、農薬散布がかなりされておることがよくわかったわけでありまして、これは役場のところに冊子が置いてあったんですが、ちょっと待て、学校、保育所、公園、病院街路樹、住宅地などの農薬散布はいかんよというような、これをちょっといただいてきましたが、やむを得るところも結構あると思うんですよ、やっぱり桜なんかは毛虫がついてやむを得るところもあるんですが、できるだけ農薬散布は避けましょうよというような感じのものになっておると思っています。

そういったことで、この農薬散布、薬剤散布についての考え、それから今現状で、例えば街路樹にはいつごろやっているのか、夏にやっているのか、冬にやっているのか、それからまた朝、通学の前にやっているのか、そういった現状がわかれば、今教えてください。

○議長(戸部哲哉君) 大平都市環境農政課参事。

○都市環境農政課参事(大平喜義君) お尋ねの中の具体的な作業のスケジュール的なことについては、ちょっと手元ではわかりませんが、消毒剤、薬剤につきましては、御承知のように、今環境に優しい薬剤を使うということで、昔のような強烈というんですか、そういう人間に害があるような薬剤を使うことは現在していません。なるべく影響の少ないものを選定してやっておりますので、そういう配慮はこれに限らず、ほかの施設についても同じような薬剤を使用しておると思っております。

○議長(戸部哲哉君) 安藤浩孝君。

○5番(安藤浩孝君) 県と岐阜市にお伺いしましたら、今街路樹は一切、原則薬剤散布、農薬散布はやっていないというふうに聞いておりましたが、北方町は今現在、街路樹はどうなんですか、原則ですよ。

○議長（戸部哲哉君） 大平都市環境農政課参事。

○都市環境農政課参事（大平喜義君） ちょっと県のほうに確認をさせていただきますけど、町としましての取り組みの中で、特に桜の毛虫ですね。これについては、以前は薬剤のみで散布でやっておりましたが、ちょっと気をつけていただくと、三角のグリーンのような、ああいうフェロモン剤で、雄のガをそこに集めて駆除するというのも対策として検討なり、樹木医さんとの協力をいただいて情報を提供いただきながらやっておりますので、そういう環境対策についての検討をしておりますので、県の実態につきましては、また調べて御報告させていただきます。

○議長（戸部哲哉君） 安藤浩孝君。

○5番（安藤浩孝君） ぜひ公園、街路樹の公共施設の薬剤散布には、十分配慮をしてお願いをしたいなあと思っております。

蛇足ながら、私も家を建てまして35年になりますが、消毒、薬剤散布は一回もしたことがありません。本当に猫の額のような小さな庭なんですが、何でせんのかといたら、虫がつかないからです。だから、これから街路樹だとか公園につきましても、虫がつかない木をぜひ樹木選定していただければ、こういったこともしなくて済むと思いますので、今後、道路整備なり区画整理のほうで街路樹等が出てくるとは思います、ぜひ虫がつかない樹木の選定をこれからお願いしたいと思います。以上で終わります。

○議長（戸部哲哉君） 日比君。

○10番（日比玲子君） 76ページの商工費のことですけれども、30万1,000円ぐらいの減額をことはされていますけれども、ほとんど町からふれあいまつりであるとか、北方まつりの補助金なんですけれども、全国そうですけど、商店街が寂れてしまっているわけなんですけれども、町長の第1期のときは、商店街の活性化とかいうような案が出されていましたが、次のときはもう消えてしまっていたんですが、町長として、商店街をどういうふうにされようとしているのか。

それから、私が議員になったころに500ぐらい会員さんがいたんですけれども、今どのくらいになっているのか。お店をやめちゃうと会費は払わないんですけども、農協みたいに準会員になってくださいということで来られるそうですので、準会員と会員がどのくらいいるのかというこの2点です。お願いします。

○議長（戸部哲哉君） 町長。

○町長（室戸英夫君） 非常に難しい問題なんですね。口で言うのは非常に簡単なんですけれども、どこの商店街も北方に限らずそうなんですけれども、やはり流通機構の時代にどこの商店街も乗りおかれてしまって、本日の状況が出てきておるといふふうに見ております。

それでも地域によっては知恵を出し合ったり、それぞれの商店主が一生懸命汗をかいて努力をして、それぞれの地域の商店街の活性化に努めて、全国的に模範となる、モデルケースとなるようなところもあるわけでございます。

残念ながら、北方町の商工会は、今日まで私どもも一生懸命応援をさせていただいておりますけれども、そういう状況になっておりません。予算を見ていただければわかりますけれども、少

しずつその額も少なくなってきておりますけれども、従来から2,000万近いお金がいろんな形で補助金として出させていただいて、商工会の活動の活性化に努めてきておるところでございますが、基本的に流通機構の波に外れた商店街をどういうふうに活性化をしていくかという問題は、非常に難しい問題でございますので、当方も商工会とよく連絡をとり合って、相談をして、ただ金だけ出せば、取り組みだけを出せばそれで事足りるというふうには毛頭考えてはおりませんが、もう少し一歩進んだやり方を研究して、模索をしていかねばならんというふうに思っておるところでございます。

ただ、後ほどまた総務課長から具体的な数字についてお話があると思いますけれども、商工会自体が会員数の減少傾向が著しいと申し上げてもいいと思いますけれども、非常に少なくなってきておる。それで店主も高齢化をして、その後継者を欠いておるという状況でございますので、それはやっぱり機構的に少し考えるまちづくりといいますか、商店街づくり、活性化というものを模索しなければならんのではないかというふうに思っておるところでございます。

いずれにしても、当事者である店主の皆さん方が、どこまでやる気を出してやっていただけたかということが一にかかっておるわけでございますから、これからも商工会と定期的な連絡をとり合いながら、少しその方向の模索をしていく必要があるんじゃないかというふうに思っておるところでございます。

○議長（戸部哲哉君） 村木総務課長。

○総務課長（村木俊文君） それでは、会員数でございますが、平成23年3月31日時点の数字でございます。個人、法人合わせまして413人と私は伺っております。

それで、新年度予算の活動事業費の補助金でございますが、若干事業の見直しがございます、売り出し事業の見直しということで、春の大売り出し事業廃止、これは56万、それから未来タウン協賛売り出し事業廃止、これは54万、それから各種事業の精査ということで歩行者天国、これがステージが2カ所だったものを1カ所にしたいと、これが8万円ほど、それから未来タウンの協賛事業で70万ほど減額をしております。また、ポイントカードの事業を廃止するというところで15万と、こういう事業の見直しがございます。

いずれにいたしましても、この413の会員が非常に今減少傾向にあるということを私は聞いております。これは準会員が入っておる、入っておらないはちょっと私はわかりませんが、一応聞いておるのが個人、法人を合わせて413と、そのように伺っています。

○議長（戸部哲哉君） 井野君。

○9番（井野勝巳君） 76ページの貸付金、2,200万を見ているんだけど、この利用状況、どのくらい利用しているのかな。

○議長（戸部哲哉君） 村木総務課長。

○総務課長（村木俊文君） 正直言いまして、私が総務課にかわって以来、ここ3年ぐらいですが、実績はございません。

○議長（戸部哲哉君） 井野君。

○9番（井野勝巳君）　　こういうところにも問題があるかと思うんですけども、結局借り入れまでして商店を起こそうという意欲が商店街に見られないんじゃないかなあと思うんですね。僕らも確かに町の中の商店の人に聞くと、私の時代で終わりだと。息子たちは違う仕事へ行っておるんでという話ですね。これをやっている、商店街はだんだん高齢化になってしまうと閉店をすると、シャッター街になってしまうということですね。

　　こういった2,200万円の部分は、多分使っていないという記憶があったんで今お尋ねをしたんですけど、これ、ほかの方法で、何とか商工会でもそうですけど、指導的なものでこれを使うとか、事業の掘り起こしをしてもらうように働くとか、商工会の事務職員はやらんのですかね。これはあくまでもこういった事業をやりたいんで貸してくださいと行って、来るまでほうっておく項目ですか。もしそういうことならこれは見直し、いつも2,200万円も行うことはないんじゃないですかね。

○議長（戸部哲哉君）　　町長。

○町長（室戸英夫君）　　ずうっと気になっておるところの課題でございます。どこにこういう制度が利用できないというか、しない原因があるかというのをもう少し意見交換をしながら、今年度は研究をさせていただきたいと思っております。そして、形の上だけで非常に利用しにくい、例によって役所のシステムですから、しにくいということがあれば、もうちょっと地元の商工業者が利用しやすいシステムに、借りやすいシステムにするとか、あるいは使用の目的にいろんな問題があれば、もう少し現実に合った使用目的を認めるとか、そういう制度的なものの洗い直しをしていきませんか、全く今申し上げたように利用されていないということになりますと、予算計上しておる意味もありませんので、その点を今年度は商工会の皆さん方と制度上どういう欠陥があるかということ意見を交換しながら、今議員がおっしゃいますように、皆さんが必要ないとおっしゃれば、こういう制度も根本的に改めるということも含めて検討を加えていきたいというふうに思っております。

○議長（戸部哲哉君）　　井野君。

○9番（井野勝巳君）　　1つだけ町長にお願いしたいんですが、僕はこれ、今まで何十年間のうちに1件ぐらいしか記憶がないんですよ。ほとんど使われていないような気がするんで、今町長がおっしゃられたことを一遍念頭に置くというか、検討していただきたいと思います。終わります。

○議長（戸部哲哉君）　　安藤巖君。

○3番（安藤 巖君）　　初めてのことで、ちょっと的外れかもしれませんが、76ページのふれあいまつり補助金と北方まつり事業補助金ですけども、商工会の方が一生懸命やっておられるんですけど、内容的に商工会じゃなくて町の事業ではないんですか。町の総務費の中で、実際の活動は商工会の方が一生懸命やられてもいいんですけど、費用の配分としては、何か商工会じゃないように思いますので、これをちょっとお尋ねしたいと思います。

　　それともう1つ、同じようなことで、私農業をやっているんで、農業関係と商工を比較します

と、農業については農業総務費の中に人件費が入っているんですね。そこら辺がちょっとよくわからない。商業のほうには、例えば総務の方で中に入っているかどうかというのは見にくいんですけれども、この2点についてお答えをお願いしたいと思います。

○議長（戸部哲哉君） 村木総務課長。

○総務課長（村木俊文君） それでは、商工費のほうのふれあいまつり補助金、それから北方まつりの事業補助金でございますが、御承知のとおり、別立てでこういう形で予算計上をしておりますが、実は実行委員会を設けておられます。北方まつりの実行委員会は、基本的に事務局は商工会、実行委員会は当然組織でございますので、そういう形で今流れています。

あと、ふれあいまつりにつきましては、未来タウンふれあいまつりでございます。こういったものは議員御承知だと思いますが、事務局は総務課と都市環境農政課が交互に担当します。今年度におきましては都市環境農政課、来年度におきましては総務課が事務局を担当し、実行委員会で運営していくというものでございます。

○議長（戸部哲哉君） 大平都市環境農政課参事。

○都市環境農政課参事（大平喜義君） お尋ねの農業総務費に係る人件費でございますけど、これは財政のほうの御都合、決算等の都合とか、各課の職員の配分、人事がありますので、そこに張りつけた人間の人員費をそれぞれの科目に割り振られておることですので、私どもであれば農業費もございませうし、土木費もございませう、住宅費もございませうので、そのような関係で分かれています。たまたま商工費のほうにはそういうものが割り振りされていないということで、その違いがここに出ているわけでございます。

○議長（戸部哲哉君） 安藤巖君。

○3番（安藤 巖君） まず、総務課長のお答えは正しいと思いますね、実行委員会をつくってやっておられるのは。ただ、費用計上として、やはり自分から見ると総務費じゃないかなあという感じがしますので、それが1つ。

大平参事が言われましたように、農業関係については人員費を何らかの配分しているということであれば、例えば商工会でも、総務の方がどれだけ張りついておられるので、やっぱり比較の対象が違くと農業がえらい多いんじゃないか、少ないんじゃないかとなりますので、やっぱり職員の配分は配付基準はどうであれ、何らかの配分をしないとわかりにくいんじゃないかと思っておりますので、配慮していただけたらありがたいなあと思います。

○議長（戸部哲哉君） 村木総務課長。

○総務課長（村木俊文君） 先ほどの実行委員会方式の話でございますが、実は以前は実行予算で組んでおったんです、これ。それではおかしいということで、逆に委員会方式にしたといういきさつがございます。

農政の人員費の配分と商工の人員費の配分につきましては、御承知のとおり、特に北方の役場、総務課は非常に範囲が広うございます。総務課という中にいろんな業務があつて、職員の数字だけの話ですが、置くというのは、今のところ量に比した、ないと言ったら失礼ですが、上げるの

はちょっと難しいということでございますし、現に商工会に職員がお見えになりますので、そちらの方と私どもの担当職員、一応担当は決めてございますので、当然いろいろな協議はさせていただいておりますが、数字に上がってきていないということだけでございますので、御理解ください。

○議長（戸部哲哉君） 立川君。

○7番（立川良一君） ちょっとお尋ねをしたいんですけれども、今年度の56億7,000万円、当初予算というのは、町のためにとか、町民のためにとということで税金を使っていくわけなんですけれども、ちょっと違和感があるのは、教育費、教育委員会の一番最後106ページに、ぎふ清流国体のデモンストレーションを北方でやるということになっております。300万2,000円ですか、僕は全面的に県が出すものであると。これはお尋ねをすると60万県が出してくると。そうすると、町の税金で240万ということで、何らかの形で盛り上げていくという必要性もわかりますし、形になってあらわれてこなくても、町民の心の中に精神的に何か残るといいんじゃないかなというのがありますけれども、経済効果というのも見込まれませんし、太極拳というのは、私の認識不足で全く違和感があるんですね。県が指定をしてきて断ることができなかつたのか。割と北方はクラブサークルが大変盛んですので、そういう町民の関心を得る種目というか、そういうことは難しかったのかなという。

何かにつられていくという、240万の、太鼓は残りますので、43万円かな。そうすると、あとアーチをつくって、それが全部1回こっきりで、ちょっとそこら辺はどんなふう to 受けとめておられますか、お尋ねをします。

○議長（戸部哲哉君） 教育長。

○教育長（宮川浩兵君） おっしゃる意図はよくわかりますが、1つは47年ぶりに国体が回ってまいりまして、県を挙げてお迎えをしようと、これが根底の精神だと思っています。それに対して各市町村が何ができて、どういうおもてなしができるのか、こういうことを県を中心に実行委員会をつくって検討した結果、こういう結果になってきたと。

こういう結果の中には3つあるんですね、種目が。1つは、要するに国体種目と言われる点数になるものと、それからそれに準ずる公開種目に当たるものと、それから、その下にありますデモンストレーション競技と言われる、今回うちは太極拳というふうになっておりますけれども、この3段階の中で何をするかということが、ずっと以前に話し合われたというふう to 聞いております。

その結果、調整を図って、うちの場合にはこういう小さな町ですから、特段のメイン種目を行うということも施設設備の面からいえばできにくいだろう。じゃあ次の公開種目はどうだろうか、こういうことも検討に入れられたというふう to 思っておりますけれども、結果的には太極拳になってきたと、こういう経緯があるというふう to 思っております。

その根底は、岐阜県民全員でおもてなしをしようということで、北方も何か1つ事業をしましょうと。その事業が太極拳であったと、こういうことだろう to 思っております。私どもが太極拳

にしてくださいということをお願いしたつもりもございません。いろいろな調整の中で太極拳になってきたという経緯があるということは御理解いただきたいと思います。

次に、予算面でございますけれども、基本的な精神でいうと、今岐阜県というのは非常に苦しいんですね、財政が。職員の給与もカットされて、非常に厳しい中で、でもやっぱりおもてなしをする心のためには少しずつ痛みを分かち合って、それぞれの市町で少しずつ出し合ってくださいと、これが精神だろうというふうに思っております。たまたまうちの場合には、300万の費用が、いろんなことを考えていきますとかかかってしまうということがあるんですが、お認めいただきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（戸部哲哉君） 立川君。

○7番（立川良一君） ぜひ、デモンストレーションに町民の方に参加をしていただいて、ひょっとして町民の中から太極拳に興味を示していただいて、またそれが種まきになるといいんじゃないかなあと。

個人的な気持ちで大変恐縮なんですけれども、国体そのものも考え直す時期に来ておると思っていますし、県の取り組み方も、本当に反省をしなければいけないところがあるんじゃないかなあと。僕は1種目を担当しておりますけれども、もう6年計画で子供たちの強化をしてきました。それで、最終的にぎふ国体には、県外から入れた子供たちが全部出ます。こういうことを何千万というお金を費やして、国体のために選手を連れてくるという、一般の部でも鹿屋体育大を出た新人がことし出ますけれども、新しく見直す時期になると思っていますけれども、ぜひ、先生、北方のために何かに波紋を投げかけるといいんじゃないかなあと、そんなふうに思います。

○議長（戸部哲哉君） 伊藤君。

○6番（伊藤経雄君） 今、立川議員さんが言われましたとおり、国体に県は174億をかけて、教育長さん、あるいは町長のおひざ元の山県市では、その種目だけにやって、また壊してというようなこともやっておられます。

また、いろいろな強化選手、例えば北方でも、この前柔道でお世話になった大熊君が、東洋水産石川営業所で石川県から出てみえたとか、あるいは森町の野々村君もレスリングで愛媛県の大会に愛媛県のスポーツ振興団に就職して出られたとか、そういう何か輸入選手で国体をやっているということが非常に腹立たしいといえますか、現に高知県は、橋本大二郎さんが知事のときに県民だけで皆さんやられて、結果的に総合10位という、それが本来のスポーツの姿じゃないかなあと、そんなことを思っております。

国体はそれでよろしいですけど、先ほど井野議員さんが言われた76ページの貸し付けの件ですけども、実は私これで恩恵を受けておりまして、平成5年に1,000万お借りました。ただ期限が10年以内ということで大変苦しい思いもしましたので、今後、商工会とお話しし合っていたときは、10年と言わず、もうちょっと長くしていただければ、また利用される人もお見えになるのではないかなあと、そんなことを思っております。先ほど井野さんが20年と言われましたけど、平成5年にお借りましたしたので、20年以内に私のところが借りたということで、間違い

なく1件はありましたということをお伝えしまして、終わらせていただきます。

○議長（戸部哲哉君） 質問内容は。

○6番（伊藤経雄君） それで、今の10年という期限があるもので、なかなか借りにくいんではないかなあと思いますし、やはり複雑な書類と言われますけど、借りる側にしてみれば貸していただかな大変なことになるもので、そこまで横着なことは言えんもので、そういうようなことを含めて、総務課長にお尋ねをしますけど、期限を10年というふうに決めてあるのか、これはいまだにそうなのか、その点をお尋ねします。

○議長（戸部哲哉君） 村木総務課長。

○総務課長（村木俊文君） 御承知のとおり、この制度につきましては、町の条例に返済期限がうたってございます。私、今この条例のコピーを持っておるんですが、一応今のところ伊藤議員が利用されておるのは10年というのが1件、またもう少し短いやつも、もっと上げるとございますし、このあたり返済期限も含めまして、先ほど町長が答弁させていただいたとおりでございます。利用される商工会の会員の皆さん、商工会の執行部とも、一回こんな話があったよということで時間をかけて検討させていただきたいなど、このように思っていますので、御理解いただきたいと思います。

○議長（戸部哲哉君） 日比君。

○10番（日比玲子君） 75ページの農業のところですけども、農業者戸別所得補償制度を推進するために補助金を出すということではありますが、政権が変わってからこの所得補償という形になってきたんですけど、北方というところは、もともと狭い地域ですので、農業はなかなかやれないんですけど、10反以上とかいう形にまとめていくことに対してこの推進をされていくのか、その辺の考え方をちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（戸部哲哉君） 大平都市環境農政課参事。

○都市環境農政課参事（大平喜義君） お尋ねの農業振興費の補助金、戸別所得補償制度の御質問ですが、この内容につきましては、北方町の水田協議会という協議会がございまして、国の補助金は農協を通じて農家の方に所得補償交付金が行くわけですね。町の会計は通らずに直接来るわけですね。その詳細については、そちらのほうで直接確認をせんとわからんことが多数ございますので、詳しいことは御説明できませんが、それを進めるに当たって、その水田協の事務局が農協にございまして、農協が推進をするための費用として、全額を国のほうから補助金として受けると。そのための窓口の受け入れを、町の予算を通じてそちらのほうに流すということになっておりますので、よろしく申し上げます。

○議長（戸部哲哉君） 日比君。

○10番（日比玲子君） わかりづらかったんですけども、たしか10ヘクタールをまとめて、それで補助金が出るんじゃないかなあと考えておるんですね。これはトンネル事業であるわけですか。県から直に来るお金と言いながら、何か町で補助金を出すようなことを言われたんですけど、実際はどういう事業になっているのかということ。

私は、北方町というところは狭い地域だもんで、農振は少ないですよ。ある程度今の政権に変わってから、やらない人もいるだろうし、10ヘクタールまとめてやって、そういうところに補助金を流して、その事業を推進するためのお金かなあと思ったんですけど、違うんですか。

○議長（戸部哲哉君） 大平都市環境農政課参事。

○都市環境農政課参事（大平喜義君） 国の補助金は3年、4年で、その都度基本的な部分は変わってきますので、日比議員のお尋ねの件につきましては、基本的な部分だと思いますけど、前に担い手農家、要は零細農家じゃなしに、もっと集団的な農業を目指すということで、ある地域で団体を進めるものと、個人で経営拡大してやれという、2つの方法論で説明がありました。その中で面積要件があって、私、ちょっと面積はわかりませんが、大きな経営規模のあるものについては対象にするということも組織の運営としてはありました。この農業者戸別所得補償制度につきましては、簡単に申し上げると、麦をつくと麦が幾らやと、それが集団で固まっておれば、固まった集団の中で余分につきしますよと。そういう作物を対象に、昔でいう転作奨励金が出ておるわけでございます。

○議長（戸部哲哉君） 日比君。

○10番（日比玲子君） よくわからないんですけど、新しい政策ではないということですね。昔から来ている推進事業でというらえ方でいいんですかね。

○議長（戸部哲哉君） 大平都市環境農政課参事。

○都市環境農政課参事（大平喜義君） 前は基本的な考え方としましては、日本には米は余っておると。余っておるから減反をなさいと、米をつくるなというのがもともとの転作の考え方ですね。現在は米じゃなしに食料自給率を上げるということですので、米をつくることじゃなしに、米も含めて、それ以外の作物をつくっていくと。そういうものについて奨励金を交付するという考え方で今現在進めておみえになります。

○議長（戸部哲哉君） 井野君。

○9番（井野勝巳君） また教育委員会をお願いしたいんですが、87ページの報酬のところですけど、これ学校の歯科検診、眼科検診、これは年1回ですか、年1回の予算ですか、検診。

○議長（戸部哲哉君） 教育長。

○教育長（宮川浩兵君） 各学校ごとにありますけど、これは4月にすべての学年の子供たちが健康診断を行います。そのときの健診料に充てられます。だから、年1回になります。

○議長（戸部哲哉君） 井野君。

○9番（井野勝巳君） わかりました。年1回ということで聞いておるんですね。それで、この歯というのは、子供のときに非常に矯正をかけて、金をかける親さんも見えるし、かといって虫歯が遅かったということで大変だったと。もう一回、ふやしてもらえないかという要望を受けておるんですが、そのあたりの検討はできませんか。要望にかえて申しわけないんですが。

○議長（戸部哲哉君） 教育長。

○教育長（宮川浩兵君） 健康診断というのは、基本的には1回というふうに、原則4月当初に行

いましょうと。2回にふやすということも考えられますが、私どもが、今家庭のほうへ学校を通して指導をしておりますことは、健診を受けた結果、特に歯の場合は治癒率が低いんですね。要するに健診は受けるけれども、家庭のほうで虫歯ですよ、こういうふうですよ、だから近くの歯科医院に行って診てもらってください。そして、完治するまでの治癒率が非常に低いんですね。ですから、むしろ2回健診するというより、治癒率を上げるということに力を入れております。ということで、これは親の責任ですから、ぜひとも健診結果、通知は家庭に出しますので、出した用紙に従って近くのお医者さんで診てもらって治癒をします。これを基本に置いていただきたいというふうに思っております。以上です。

○9番（井野勝巳君） そのように答弁しておきます。

○議長（戸部哲哉君） ほかにありませんか。

日比君。

○10番（日比玲子君） 今度の4月に学校の全国テストがあるそうですが、北方の小・中学校はしっかりテストを受けるんですか。予算は県の関係だと思うんですけども、ちょっとそれだけ。

○議長（戸部哲哉君） 教育長。

○教育長（宮川浩兵君） 基本的には国のほうから指定してきますから、これについては国のほうの指定に基づく調査には協力いたしますが、ほかの指定のないところについては自由になっております。基本的には受けないというのが本町の姿勢です。受けない、やらないということですね。

これはもともとは、1つだけ誤解のないようお願いしたいと思いますけれども、国の教育水準はどうかということを見るためのテストであるということについて、御理解だけしておいていただきたいというふうに思っております。以上です。

○議長（戸部哲哉君） ほかにありませんか。

〔「終結」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第12号については、各常任委員会の関係部分をそれぞれ所管の常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。したがって、議案第12号は、各常任委員会の関係部分をそれぞれ所管の常任委員会に付託することに決定しました。

ここで一応午前の審議を終了いたしまして、昼食休憩をとりたいと思います。

午後は1時半からよろしいですか。

〔「はい」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） では、午後1時半からお願いいたします。

休憩 午前11時56分

○議長（戸部哲哉君） 再開します。

---

日程第16 議案第13号

○議長（戸部哲哉君） 日程第16、議案第13号 平成24年度北方町国民健康保険特別会計予算を定めるについてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

日比君。

○10番（日比玲子君） まず7ページですが、一般被保険者国民健康保険税のところですが、04から06まで被保険者の滞納繰越分で、本年度は700万円ふえているわけですが、これは徴収を強化されたのかどうか、その辺についてお尋ねしたいと思います。

○議長（戸部哲哉君） 豊田住民保険課長。

○住民保険課長（豊田 晃君） 滞納分につきましては、当然現年度分が徴収できなかった分は、翌年度に回るというようなことになるわけですが、御承知のとおり、減額につきましては、平成22年度につきましては、若干収納等がありましたので、結果的には滞納分が若干減るという傾向にあるというふうに思っています。したがって、金額も税額が増額になっているというふうに思っています。以上です。

○議長（戸部哲哉君） 日比君。

○10番（日比玲子君） それで、収納課の課長に聞きたいと思うんですが、徴収強化の指導を国保新聞というのでは、2007年12月1日付で徴収強化をなさいということで、いろんな項目が厚生労働省のほうから話が出されて、それは県に来ていると思うんですが、県のほうへ行かれたのかどうかということと、それからもう1つは、例えば預金とか貯金とか、そういうところまで押さえられてしまっただけでは生活できないわけですが、どの辺まで押さえられているのか、ちょっとお尋ねしたいと思います。

○議長（戸部哲哉君） 西口収納課長。

○収納課長（西口清敏君） ただいまの国民健康保険の徴収につきましても、私のほうが一部住民保険課と協議をしながら行っているわけですけど、今言われる県のほうへ徴収についてという形は、私の課としては出向いておりませんし、説明等そういうものについては受けておりません。

ただ、今言われました徴収について、どこまで差し押さえ等という問題につきましては、差し押さえというのは、徴収としては、一番最初にやる段階ではないんです。いわゆる滞納処分というのが、徴収に対しまして相談、そして約束、そういうものを当然滞納者の方を呼び出して、それから行うわけですけど、そういうものを履行されない、約束違反、そして分納に対する指定がない方について、最終的に預金等の調査をしまして滞納処分、いわゆる差し押さえというものを実行しております。以上です。

○議長（戸部哲哉君） 日比君。

○10番（日比玲子君） 今答弁をいただきましたけれども、例えば年金が2月とか4月に入るわけですが、2月の十何日に例えば入るとしたら、すぐ押さえてしまっていたかどうか。それからその人にとっては滞納金がたくさんあればずっとになるかもしれないんですけど、預貯金なのか年金なのか、例えば自動車をタイヤロックでやるとか、それから公売もされているかどうか、その辺まで詳しく話をしてください。

○議長（戸部哲哉君） 西口収納課長。

○収納課長（西口清敏君） 私のほうとしましては、今御指摘されましたように、滞納処分につきましては、納税意欲のない方については厳しく納税をする姿勢でおります。それで、年金等につきまして、これは子ども手当もしっかりですが、これについてはそのもの自体、年金を押さえるというのは、年金機構、その支給先を押さえるということはしておりません。あくまでも銀行に入った預貯金のほうの口座を差し押さえるという行為になっております。

それと、年金というのは2カ月に1度振り込まれるわけですが、そういうものについては、当然1回目で差し押さえられれば、その方というのは生活が困れば私のほうに相談に見えるというのを前提にしております。それを全く返答もなく無視されて、またなおかつ滞納があるということであれば、やはり2カ月後の年金というものも対象にせざるを得ないと考えております。

それで、基本的には一番多いのが銀行の預金の差し押さえ、その次に生命保険の返戻解約金、それと当然給与が出ておれば給与の差し押さえ、それに対して不動産等、そういうものの順番でいきます。当然車というものも登記がされておりますので差し押さえ対象になります。

それで、今1件、現在進行中ですが、公売ということ。不動産関係につきましては、公売というのが前提で差し押さえるということになっておりますから、そういうものに進んでいくと、そのような形で考えております。

○議長（戸部哲哉君） 豊田住民保険課長。

○住民保険課長（豊田 晃君） 先ほどの差し押さえの件ですけれども、今収納課長が言いましたように、一定の条件が、例えば差し押さえせざるを得ないという状況ですが、基本的に収納課と住民保険課が一体で動いておりまして、私どもは現年課税と、現在有資格者につきましては、私どもも差し押さえをしておるという形で、お互いに連携をとり合いながら差し押さえをしておるというような状態であるということだけ御理解ください。以上です。

○議長（戸部哲哉君） 日比君。

○10番（日比玲子君） 全体ですけれども、加入者が5,000人近くいたのかね、高齢者が。そうしますと、1人1万円引き下げてほしいという要求がいつもあるんですけれども、やっぱり給料に対して高過ぎるんだと思うんですよね、保険金。なぜ高くなったかといったら、やっぱり国庫負担が減らされてきたということがあるんですけど、かつては医療費に対して50%ぐらい国が責任を持っていたのが、今や給付費に対して40とか38.5とか言われていて、歩合が変わってきておると思うんですけれども、そういうことについてはどう思われるんですかね。

○議長（戸部哲哉君） 豊田住民保険課長。

○住民保険課長（豊田 晃君） 国民健康保険は、そもそも社会保険料ということになっていますので、保険ということになりますから、当然該当する方々が抛出すると。それについて、当然すべて賄い切れないということですから、国が一定の役割を果たすという形になっておりまして、おっしゃるように、国がたくさん持てば個人的な保険料が減るということもあり得るんですが、これは法律で決まっております、今回も改正がありまして、国の負担率と県の負担率が変わりましたが、私どもはその範囲内で精いっぱいやらせていただくということしか、申し上げられませんが、国家レベルでそういった部分が改正されれば、その変更に伴ってそれなりに安くなるということもあり得るというふうに思っています。

○議長（戸部哲哉君） ほかにありませんか。

〔「終結」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第13号については、厚生都市常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。したがって、議案第13号は、厚生都市常任委員会に付託することに決定しました。

---

#### 日程第17 議案第14号

○議長（戸部哲哉君） 日程第17、議案第14号 平成24年度北方町後期高齢者医療特別会計予算を定めるについてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

日比君。

○10番（日比玲子君） これは15万以上であれば、年金から保険料を天引きすることになっていますけれども、北方町においては、特別徴収の人とか、普通徴収とか、同じぐらいいるわけですけど、私は年金から引かないでくださいという方であれば、これは多分許すことができると思うんですけども、その辺でどのぐらいの人数が特別徴収なのか、普通徴収なのか。それともう一つは、県の広域でやっておるわけですけども、ちょっと町長に聞くのもあれですけども、所得割と均等割で計算されていくんですけど、ことしは値上がりをしたのかどうか、その2点です。

○議長（戸部哲哉君） 豊田住民保険課長。

○住民保険課長（豊田 晃君） まず最初にお尋ねの特別徴収と普通徴収の人につきましては、金額はこの予算書にあるとおり大体55%ぐらいが特別徴収ということですが、人数的には、実は特別徴収は大体70%ほどの方が特別徴収、普通徴収は30%というようなことになります。したがって、1,100人ぐらいの方が特別徴収をさせていただいているということです。当然特別徴収の方が普通徴収をしたいという申し出のあった方につきましては、そのようにさせていただいているというような状況であります。

後期高齢の保険料につきましては、ちょうど議会が始まるちょっと前に広域連合の議会でも決定されまして、今回保険料は上がることになりました。今までは所得割が7.39%でありましたが、今回、平成24年度と25年度ですけれども7.83%。もう1個均等割がありまして、これが今までは3万9,310円だったんですが、平成24、25は4万670円ということになりまして、所得割が0.44ポイント増、均等割が2,188円の増という形で、値上がりをしたというような状況であります。以上です。

○議長（戸部哲哉君） ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（戸部哲哉君） 質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第14号については、厚生都市常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。したがって、議案第14号は、厚生都市常任委員会に付託することに決定しました。

---

#### 日程第18 議案第15号

○議長（戸部哲哉君） 日程第18、議案第15号 平成24年度北方町下水道事業特別会計予算を定めるについてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

日比君。

○10番（日比玲子君） この中で代替業務というのがあると思うんですよね。下水道に切りかわるということで、若干ずつは下水道の代替業務量はふえてきていると思うんですけれども、それについて大体1億1,000万とか2,000万とか言われていますけれども、どのくらいあるのかどうかということと、それから特別管理委託料というか……。

○議長（戸部哲哉君） ページ数をお願いします。

○10番（日比玲子君） 一番初めのは全体ですのでわかりません。2番目の特別技術管理委託料は9ページです。これが結構ふえていますので、なぜこういう形でどんどこふやしているのかどうかということです。53万4,000円、今年度はこの人の分はふえているということです。

それから、もう一つは電気設備機器の点検整備の委託料で、この下のほうにありますが、640万5,000円組んでありますけれども、これが昨年度より473万4,000円も増加しておる。この意味は一体、電気が故障したのかどうか、その辺についてもう一回お尋ねしたいと思います。3点です。

○議長（戸部哲哉君） 山田上下水道課長。

○上下水道課長（山田忠義君） それでは、一応22年度でございますが、代替業務で1億7,107万5,000円です。

それから、特別管理技術委託料については、昨年よりふえていますのは、昨年汚泥発生量を290トン見ておりました。ことし、実際にそこまで出ておりませんので、来年度の予算を270トンと見ておられますので、その関係上ふえております。

それから、電気設備機器点検整備委託料につきましては、点検するものが年次計画で決まっておりますので、ことしは640万かかりますけれど、昨年は150万程度だったということですので、年度ごとによって変わります。点検整備計画に基づいて執行しております。以上です。

○議長（戸部哲哉君） ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（戸部哲哉君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第15号については、厚生都市常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。したがって、議案第15号は、厚生都市常任委員会に付託することに決定しました。

---

#### 日程第19 議案第16号

○議長（戸部哲哉君） 日程第19、議案第16号 平成24年度北方町上水道事業会計予算を定めるについてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

日比君。

○10番（日比玲子君） まず有収率のことですが、これも年々減ってきてまして、昨年22年度の決算では78.6%、今度の予算では70.2%で組んであるわけですね。水をくみ上げて3割の水がどこかへ行ってしまう。これはなぜなのかということと、それに向けて去年は漏水調査で900万円、ことしはその2倍の1,800万円をかけてやるわけですが、ずうっと以前に漏水調査をやったときに、なかなか効果が出ないということでやめた経過があるように記憶をしておりますけれども、一体全体、この漏水3割はどこへ行ってしまうのか。それをお金をかけてやるわけですが、一般的に考えられるのはどういうことなのかということと、それから、もし災害が起きたときに、瑞穂市と水をつなぐ、あるいは本巢市とのループ化の話が出まして、それを全部私はやられていると思っていたんですけど、まだ大分やられていないということですので、そのループ化は何%ぐらいまでいっているのかということと、それから上下水道の検針ですね。これを上水の検針の委託料として上げてあるわけですが、同じ時期に同じ水を使ったから下水もこれだけだということ計算をされているわけですが、その帳簿上は、やっぱり上水の検針と下水の検針と半々にしたらどうかなという思いがありますけど、その辺について、3点お願いします。

○議長（戸部哲哉君） 山田上下水道課長。

○上下水道課長（山田忠義君） 漏水についてですが、原因というのは不明確な部分もございますが、一番可能性があるのは、引き込み管の漏水が地下へ流れていって表面に出てこない部分だと考えております。本管等の大きな漏水があれば、必ず噴水のように上がってくるものと考えております。ですから、取り出し管等が一番多いのではないかと考えております。

この件につきましては、18年に実施して、若干有収率は上がったということなんですけれど、調査会社に聞きますと、やっぱり85以上になってくると、イタチごっこみたいな形で、少し直す効果は薄いようなことを言っております。今回みたいにうちのほうの70.2というような悪くなってくると、この効果は少なからずあるんじゃないかなあと思っております。

それと、ループ化ですけれど、若干ずつ見ておりますけど、ちょっとパーセンテージでは述べられないんですけれど、残りはわずかでございます。これから予算化は50メートル程度を見ておりますけれど、メインは老朽管の耐震化でいきたいと思っております。

検針委託料につきましては、水道で今全部検針をしておりますが、これは上水道会計から負担金でことしでも400万程度見てありますけど、事務費としていただいております。案分していただいておりますから、よろしく申し上げます。

○議長（戸部哲哉君） ほかにありませんか。

〔「終結」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第16号については、厚生都市常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。したがって、議案第16号は、厚生都市常任委員会に付託することに決定しました。

---

#### 日程第20 議案第17号

○議長（戸部哲哉君） 日程第20、議案第17号 字の区域及び名称の変更についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

立川君。

○7番（立川良一君） 時代の流れというか、旧町名を名乗るという動きというのは全国的に出てきておりますので、大変いいことだと思うんですけども、せっかくやるに当たって、加茂町の一部が従来どおりという。住んでいる方の反対が大変多いということですけども、本来はこういうことが、町がこういうふうにやりますというふうに、皆さんの声を聞いてといういろいろな声が出てきますので、町が主体で動いていってはいけないのかなあという思いを持っていますけれども、そこら辺はどんなふうにお考えになっていますか。

○議長（戸部哲哉君） 大平都市環境農政課参事。

○都市環境農政課参事（大平喜義君） 字区域は、御承知のとおり、加茂の区画整理事業の換地処

分に合わせて字区域を今回変更したということで、当時の区画整理組合の役員と自治会長さんと御相談をさせていただいて、この件についてどのように進めたらいいかということで提案をさせていただきましたが、とりあえず自治会のほうに説明に来てくださいという御要請を受けまして、その結果で、たまたま加茂町については、皆さんの意見がなかなか集約ができなんだということで、3回ほど報告していただきました。結果的には、どうしても由緒ある加茂という字名を新しくするのは抵抗が強いという意見が多数であったということで残ったようでございます。これが経過でございます。

○議長（戸部哲哉君） 立川君。

○7番（立川良一君） 住む人の心というか、例えば北方の町名というのは、みんなそれなりにいわれというか、思いがあって、今や全国を調べて、北方町北方何番地とか尋ねられても見当がつかせませんし、駒来町というのは、あそこに馬をとめて米相場が成り立った駒来町とか、船があって船町とか、大関所があったから治める下と書いて地下とかね、そういうのをこれから大事にしていくきっかけというか、一丁目、二丁目、三丁目、すごくわかりやすいとかね。だから、この際、本当は足並みをそろえられるといいなと思っています。

○議長（戸部哲哉君） 大平都市環境農政課参事。

○都市環境農政課参事（大平喜義君） ちょっと説明が足らんようでしたけど、結果的に大字加茂の中で、加茂という名前として残っておるのが加茂町になったということで、東側から朝日町、東加茂、若宮、栄町、加茂町ということで、大字加茂が5つに分かれたということで、その点については改善がされたというふうに思っております。

その他の区域は中心区域ですけど、これにつきましては、御存じのように1,200年以上前に条里制をされまして、小さく100メートル区画の地域に字名がついたわけですね。それが今お話があったような、例えば仲町であったり、駒来町であったり、いろんな小さな字名をつけた。それをすべて復元させてわかりやすい町にするというのも、なかなか自治会の運営上の問題もございまして、その辺についてはこれからの課題になろうかと思っております。よろしく願います。

○議長（戸部哲哉君） ほかにありませんか。

〔発言する者なし〕

○議長（戸部哲哉君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第17号については、厚生都市常任委員会に付託したいと思っております。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。したがって、議案第17号は、厚生都市常任委員会に付託することに決定しました。

○議長（戸部哲哉君） 日程第21、議案第18号 北方町老人福祉計画を定めるについてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

立川君。

○7番（立川良一君） 私は、この計画そのものは、時宜を得た非常にいいものだと思うんですけども、ちょっと苦になるところがあるんですけども、この中の言葉ですが、「本町にふさわしい」と書いてある。僕は本町にふさわしいと、それを受けて「町民が主役」というふうに、できたらこだわりというか、住民というのは住むだけの人と。町のことを思い、町のすべてに参画をしていくというのは、やっぱり町民じゃないかなあと思うんです。あちこちに住民が、住民の状況とかニーズをとか書いてあるんですね。町民をというふうに直らんですか。

○議長（戸部哲哉君） 北村福祉健康課長。

○福祉健康課長（北村孝則君） ただいまの御指摘でございますけれども、立川議員がおっしゃるように、町民というふうにうたわせていただいたほうがよろしいかと存じますので、ちょっとその文言については訂正をさせていただくというふうでお願いします。

○議長（戸部哲哉君） 立川君。

○7番（立川良一君） 常日ごろすごく意識するんです。住民というとただ住んでいるだけの人がなくて、北方町の町民をつくっていかなくちゃいかんのじゃないかなという、そんな思いを持っていますので、また検討していただいて、お願いします。

○議長（戸部哲哉君） 北村福祉健康課長。

○福祉健康課長（北村孝則君） 今の御意見に基づきまして、私どももこの先検討はさせていただきます。

○議長（戸部哲哉君） 暫時休憩します。

休憩 午後2時03分

---

再開 午後2時05分

○議長（戸部哲哉君） 再開します。

北村福祉健康課長。

○福祉健康課長（北村孝則君） 大変申しわけございません。先ほどの答弁でございますけれども、大変恐縮でございますが、訂正をさせていただきます。

立川議員さんのおっしゃいます住民と町民の相違につきましては、今後の検討とさせていただいて、次回の計画の折には、そのようなことを踏まえて表記をさせていただくというふうにさせていただきたいと思っておりますので、どうぞよろしくお願いします。

○議長（戸部哲哉君） ほかにありませんか。

井野君。

○9番（井野勝巳君） この基本条例のもとに議決を得なさいということで、こういったことが障

害者計画の議題ともなったんですけど、今回初めて。この策定するメンバーですね、こういったことの。それというのは、どういうメンバーで、障害者計画も含めてだけど、どういうメンバーで策定をされたのか、ちょっと聞きたいんですが。

○議長（戸部哲哉君） 今の質問は老人福祉計画と障害者計画のメンバーもということですか。

○9番（井野勝巳君） そうですね、含めてこういうメンバーというのは同一メンバーでやっているのか、あるいは違うメンバーでやっているのか、メンバー構成。

○議長（戸部哲哉君） 北村福祉健康課長。

○福祉健康課長（北村孝則君） お手元のほうにお配りをさせていただいております計画書ですけども、それぞれの計画書の最終のページあたりに、プロジェクト計画の策定委員会と、障害者計画につきましては自立支援協議会委員名簿というふうにつけさせていただいております。これらの方々に、今のこの名簿の前には要綱もつけてございますので、そちらのほうの組織するメンバーをうたわせていただいております。名簿はつけてございますので、お確かめください。

○議長（戸部哲哉君） 井野君。

○9番（井野勝巳君） 老人福祉というのは、もとす広域連合と勉強しがてらつくった部分が大部分にあるわけですね。それで、広域連合などでも僕は言うんですけど、この間のアンケートでも、今後の生活場所についてということになると、この表にも出ているように、特別養護老人ホーム、こういったところに一番希望者が出ているわけですね。これは安くして入れるしということが一番の思いじゃないかと思うんですけど、ところがこの間も言うように、408人が待機しているよと。今の言う大和園なんかの増設をするのかといたら、計画は今のところないわけですね。

果たしてこういったものの数字を拾ってみて、それで終わるのかということで、僕は広域連合に非常に疑問を持っておるんだけど、これはどうしたものなんだろうね。あくまでも計画ですよで済ませてしまうのか、使用をしてもらって何ぼのものかなんで、2階からもち投げるようなものになってしまうことにならないとも限らないと思うんです。これを推進していくために、あなた方はこれからどういう努力をしていくわけ。例えばこの52%、大和園の特別養護老人ホームに入りたいよと、四百何人が待っておるわと。この人たちに対して、どういうふうこれから対応していくつもりをしておるの。

○議長（戸部哲哉君） 北村福祉健康課長。

○福祉健康課長（北村孝則君） ただいまの施設の不足等の問題につきましては、施設計画はもとす広域のほうで事業計画で拾ってございます。というのは、今回の事業計画の中には、特別養護老人ホームについて1施設、そして老人保健施設のほうも1施設、また賃貸の老人ホームですね、そちらのほうの計画、地域密着等を進めるというふうで広域の事業計画のほうでうたわれておりますので、町としましては、広域の事業計画に歩調を合わせるといいますか、協力を2市1町でしながら、広域の計画の進捗については十分努力をしていきたいというふうには考えております。

○議長（戸部哲哉君） いいですか。

〔「はい」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第18号については、厚生都市常任委員会に付託したいと思  
います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。したがって、議案第18号は、厚生都市常任委員会に  
付託することに決定しました。

---

#### 日程第22 議案第19号

○議長（戸部哲哉君） 日程第22、議案第19号 北方町障がい者計画を定めるについてを議題とし  
ます。

提案説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

日比君。

○10番（日比玲子君） この障害者の計画のことですけれども、国においては自立支援法から総  
合福祉法に変わるというような話があるわけですが、このときにはまたこれをなぶられるのか  
どうかということと、さっきも井野さんのほうから話が出ましたが、本当に障害者が自立して  
いくために援助するのかなんとか、事業展開するというようなことがうたわれているわけです  
けど、実際にやれるのかどうかと思いますが、どうですか。

○議長（戸部哲哉君） 北村福祉健康課長。

○福祉健康課長（北村孝則君） ただいま出させていただいております障がい者計画ですけれども、  
前回のときには、10年計画として長期計画で策定をしたところですが、今回自立支援法と  
かの障害者福祉の施策の制度改正が、これまでも支援法から自立支援というふうで、ちょっと先  
行きが不安定なところから、今回は6年の計画期間で策定をさせていただいております。

これについては、それぞれの障害者が社会で自立をしていくための支援の方法を、主に障害者  
の関係は法律に基づいて行われているもの、給付のあり方についてを定めているものでござい  
ますので、実際、障害者のためになっているのかという質問につきましては、これを利用して  
みる方は、こういったことが必要ということで申請をされてきていますので、その申し出に沿  
うような給付は町のほうとしてはしております。

○議長（戸部哲哉君） ほかにありませんか。

〔「終結」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております議案第19号については、厚生都市常任委員会に付託したいと思  
います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。したがって、議案第19号は、厚生都市常任委員会に  
付託することに決定しました。

---

### 日程第23 協議第1号

○議長（戸部哲哉君） 日程第23、協議第1号 本巢消防事務組合規約の変更についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

日比君。

○10番（日比玲子君） これは本巢消防事務組合の規約を改定するわけですがけれども、私は一般質問をしようかなあと考えて、一回、北方町の石油のガスの貯蔵所とか、どういうところがあるかということ消防事務組合に問い合わせをしたら、結構あるんですね。私たち普通の人は、例えば明治製菓にひよっとしたらあるかもしれないとか、ガソリンスタンドだったらこことか、そういうことはわかるんですけれども、もし、そういうことが起きたときにわからないんですけれども、消防法によれば、確かにうちは事務組合に委託はしてあるわけで、ここでやるということになるんですけど、町村長の義務といいますか、そういうのもあると思うんですけれども、その辺についてはこれには載ってこないわけですがけれども、町長はそういうことは御存じなのか。消防法ではそういうふうになっているんですけど、その辺でもう組合にお任せだというとならえ方にこれはなっているというふうにとってもいいんですかね。

○議長（戸部哲哉君） 町長。

○町長（室戸英夫君） 御承知のとおり、本巢消防事務組合というのは本巢市と北方町が共同して設立をしておる組合でございますから、この該当する御指摘の事項は、北方町として本巢消防事務組合に委託をしておる業務の一つというふうに受けとめていただいたほうがいいのではないかというふうに思うわけでございます。したがって、町長としてどこまでの権限があるかというのはちょっと承知をしておりませんが、消防署と一体になって、緊急の事態には対応をするシステムというのにはできておるのではないかというふうに思っております。

○議長（戸部哲哉君） ほかにありませんか。

〔「終結」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております協議第1号については、総務教育常任委員会に付託したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。したがって、協議第1号は、総務教育常任委員会に付託することに決定しました。

---

### 日程第24 協議第2号

○議長（戸部哲哉君） 日程第24、協議第2号 岐阜地域肢体不自由児母子通園施設組合規約の変更についてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております協議第2号については、厚生都市常任委員会に付託したいと思  
います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。したがって、協議第2号は、厚生都市常任委員会に  
付託することに決定しました。

---

#### 日程第25 協議第3号

○議長（戸部哲哉君） 日程第25、協議第3号 岐阜県後期高齢者医療広域連合規約の変更につい  
てを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

〔「終結」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） これで質疑を終わります。

ただいま議題となっております協議第3号については、厚生都市常任委員会に付託したいと思  
います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。したがって、協議第3号は、厚生都市常任委員会に  
付託することに決定しました。

---

#### 日程第26 協議第4号

○議長（戸部哲哉君） 日程第26、協議第4号 証明書の交付等の事務委託に関する規約の変更に  
ついてを議題とします。

提案説明が終わっておりますので、これから質疑を行います。

〔発言する者なし〕

○議長（戸部哲哉君） 質疑を終わります。

ただいま議題となっております協議第4号については、厚生都市常任委員会に付託したいと思  
います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（戸部哲哉君） 異議なしと認めます。したがって、協議第4号は、厚生都市常任委員会に  
付託することに決定しました。

---

○議長（戸部哲哉君） 以上で本日の日程は全部終了しました。

第3日は、明13日午前9時30分から本会議を開くことにします。

本日はこれで散会します。大変御苦労さまでございました。

散会 午後2時22分

会議の経過を記載してその相違のないことを証するためここに署名する。

平成24年3月12日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員